

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年4月19日

案件名	南市民ホールの方針について								
所管	市民	局 区		部 文化振興	課 担当者		内線		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	構造改革プランで「集約化」の方針が示されている南市民ホールについて、令和8年3月末に廃止することにより、令和8年度以降、下記の効果が生じる。 南市民ホールの廃止による指定管理料の削減(見直し効果額 2千万円/年) 南区合同庁舎の光熱水費等(南区役所区政策課負担分)の削減(2千万円/年) 南市民ホールの運営を継続することで見込まれる施設・設備の改修費用の削減(見直し効果額 6億円) 料金改定による効果(令和7年度の指定管理料が 170万円)							
	効果測定指標						施策番号		
		R 5	R 6	R 7	R 8				
	事業効果 年度目標			料金改定による指定管理料の減額 170万円	施設廃止による指定管理料の削減 ・南区合同庁舎光熱水費等削減				
審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	南市民ホールの今後の方針について検討する ・代替施設であるグリーンホール多目的ホールの音響改善の実施について ・南市民ホールの廃止時期を令和8年3月末とすることについて ・料金改定について ・指定管理の公募について ・今後のスケジュールについて								
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。								

事案概要								
南市民ホールの方針案を令和4年9月に示した後、11月に市民説明会を2回開催、12月、1月は各地域や利用団体からの意見聴取やオープンハウス形式によるアンケート調査を実施した。 いただいた意見や課題等について対応の可否を整理し、南市民ホール廃止の方針案について審議するもの。								

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール																				
施設	R 5												R 6			R 7			R 8	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
南市民ホール	庁議		部会	市民説明会	条例改正															R8.3.31 廃止
グリーンホール多目的ホール																				
実施内容	9月補正No1 音響改善基本設												音響+特定天井 実施設計			音響+特定天井工 事				
																休館 (3~6ヶ月)				

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(委託費・使用料)		20,000	20,000	18,300	0	0	0	0
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		20,000	20,000	18,300	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		20,000	20,000	18,300	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年9月議会	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (政策課・経営監理課・財政課・アセットマネジメント推進課・公共建築課・南区役所区政策課・南区地域振興課・区政推進課)	南市民ホールの廃止時期及びその理由を明確化したうえで庁議に付議する。
調整会議(3/6)	次頁のとおり
関係課長打合せ会議 (政策課・経営監理課・財政課・アセットマネジメント推進課・公共建築課・南区役所区政策課・南区地域振興課・区政推進課)	<p>【関係課長打合せ会議に向けた調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整会議での議論を踏まえ、議会提出時期を令和5年6月議会から9月議会へ延期 廃止時期について、代替施設であるグリーンホール多目的ホールの音響改善工事を踏まえ、令和6年9月末から令和8年3月末へ延期した <p>【関係課長打合せ会議での調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止時期の延期に伴い、令和7年4月以降、利用料金を改定することとした 令和6年度以降の次期指定管理の選考について、廃止までの間、文化財団へ運営を委託することを想定していたが、6月部会開催後にR6・7の2年間の管理を公募することとした。
調整会議(4/14)	次頁のとおり

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(3/6)

【スケジュールについて】

(人事・給与課長)最終的な方針を今回の庁議で決定するとなると、6月議会に提出予定となっているが、この調整会議で方針決定したものを改めて部会もしくは全員協議会で説明するということが。

(文化振興課長)5月に部会を開催する予定であり、現在調整しているところである。

○(総務法制課長)対応方針において、令和6年9月末で廃止するという結論を出しているが、令和6年9月末で廃止するという方針で、オープンハウスなど様々な形で市民説明を行った結果、代替施設等の課題もあるが、当初の方針の通り令和6年9月末で廃止するという結論に至ったということが良いか。また、今説明を受けている市民は、まだ市は決定していないと思っているが、まだ決定していないということが良いか。

(文化振興課長)そのとおりである。様々な意見をいただきながら検討していると説明している。

(総務法制課長)部会説明についても、令和5年6月に部会を開催し、9月に条例改正するというのが、通常の流れであるが、それよりも早い6月議会で条例改正、さらにその前に部会を開催するとなると、前倒しでやることについて相当の説明が必要になるが総務法制課としては説明が難しいと考えている。時期については、議会でも議論されたが、例えば廃止時期を令和7年3月などに延ばし、庁内検討の時間を設け、そこで検討した上で、部会を開催して、条例改正をするのが、市民に対しても一番誠実な手法であると思われる。

○(総務法制課長)市民説明が一旦区切りとなるのはいつ頃か。

(文化振興課長)はっきりとは申し上げられないが、方針決定をしているのに、まだ説明を継続している訳にはいかないと思うので、年度内を目途に考えている。

【財源等について】

○(財政課長)改修費の財源確保が難しいことと、現行の利用料金のみでは維持管理費の確保が難しいことも理由として挙げられるのではないかと。財政面の部分をどこまで前面に出すかというところはあるが、改めて検討した中で、対応方針を決めるのであれば、財源や利用料金についてもよく検討してもらいたい。例えば、利用料金の増収は困難というだけでなく、それにより維持管理機能の確保が難しいというところを付記した良いと考えている。

【音響工事について】

○(人事・給与課長)音響改良工事により2週間閉館するとのことだが、実施設計を来年度1年間かかる見込みなのか。2週間ならその分を縮めて、9月までに全部終わらせることはできないのか。

(文化振興課長)音響版の製造に8か月程度要するので、来年度当初からでは9月に間に合わない。

(人事・給与課長)令和5年度中に補正予算で対応できないか。

(文化振興課長)設計費用も補正しなければいけない。

(人事・給与課長)製作に8ヶ月かかるが、別に設計期間も数ヶ月要するということが。

(文化振興課長)そのとおりである。設計費用も来年度予算に計上されてない。

< 継続審議 >

調整会議の
主な議論
(4/14)

【スケジュールについて】

(総務法制課長)前回の提案では、改修工事の完了後すぐに廃止するとなっていた。3ヶ月の猶予期間は必要なのか。

(文化振興課長)令和6年9月廃止案では、天井の改修工事終了後すぐに廃止する想定であり、猶予期間は設けていなかった。この猶予期間は、副次的な効果もあるが、改修工事にかかる部材の製作期間が想定できないため、バッファを持つことにより、工事が延長したとしても廃止の時期を遅らせないためのものである。むしろ工事が前倒しできれば、どちらのホールも使用できる期間が3ヶ月生じる。早くに閉めることで経費が削減できるという効果はあるが、タイトなスケジュールで進めた結果、部材が入らず、工事が完了する前に、南市民ホールを閉鎖してしまう方がハレーションが大きいと考えているので、猶予期間を設定している。

(人事・給与課長)9月に予定している設計は、概算の基本設計で、令和6年度に合わせて実施設計を進めるということか。

(文化振興課長)そのとおりである。

(人事・給与課長)この調整会議では廃止まで決めて、解体については別途決めるということか。

(文化振興課長)そのとおりである。南区合同庁舎の在り方の基本構想で定めることとなっている。

(財政課長)設計などのスケジュールを詰めて、前倒しが可能か、公共建築課には確認しているか。

(文化振興課長)最大限前倒しで進めたいと考えているが、基本的な進め方でスケジュールを組んでいる。単純に1年半延長するわけではなく、これだけ必要な期間があるということで進めているので、そこを公共建築課との調整で、より短縮できるようであれば、廃止時期は変わらないが、ホールを並行して使用できる期間が長くなるようにしていきたいと考えている。

【料金改定について】

(経営監理課長)料金改定については、難しいところもあると思うが、利用者とそうでない市民との公平性の観点から料金改定をお願いしたい。1年間で150万円もの指定管理料削減が見込まれるとのことだが、これは150万円の収入が見込めるということか。

(文化振興課長)そもそも収入は、指定管理者の歳入であり、3年前の料金改定の際に南市民ホールでは約180万円の指定管理料の削減であったが、パンフレット作成やホームページの更新など30万程度かかったので、差し引き150万円程度の指定管理料が削減されるものと見込んでいる。

(アセットマネジメント推進課長)関係課長打合せ会議から修正された部分もあるが、所管課としては懸念されることはあるか、また、それに対してどう対応していくのか。

(文化振興課長)料金改定も含めて様々な意見をいただき、説明したところだが、これで進めると決定されれば、特に懸念されることは無いと考えている。

(財政課長)料金改定の表現について、150万円の指定管理料の削減見込みとのことだが、上限審査等にも関わってくるので、改定による影響額と、指定管理料の削減見込みと、それぞれ資料に記載してもらいたい。

< 原案のとおり上部会議に付議する。 >

令和5年4月19日
決定会議
第1特別会議室

南市民ホールの方針について

文化振興課

所在地	南区相模大野5-31-1（南区合同庁舎横）				
延床面積	1,265m ²	収容人員	400人	建築年度	昭和58年（築40年）
利用料金（1日）	平日：47,300円、休日：61,400円 平日直前割引 午前：2,125円、午後：4,200円 （利用日15日前～3日前まで75%割引。H31開始）				

進行

- 1 これまでの経緯
 - (1) 行財政構造改革プラン上の位置付け
 - (2) プランに基づく取組(R4.9.28)
 - (3) 市民説明、オープンハウス等
- 2 対応
 - (1) 意見・要望に対する対応
 - (2) 跡地活用
- 3 南市民ホールの取扱い・今後の文化振興策
 - (1) 南市民ホールの取扱い
 - (2) 今後の文化振興策
- 4 今後のスケジュール

1 (1) 行財政構造改革プラン上の位置付け

【方向性：見直し 手法：集約化】

ホール部分の改修・更新は行わずに、ホール等の類似機能を持つ南区の施設への集約化に向けた取組を実施する。

1 (2) プランに基づく取組 (R4.9.28時点)

- ・老朽化の進行(設備に3億円、躯体に3億円以上)
 - ・利用料金が低い一方、利用率が南区で最も低い
- 以上の課題を踏まえ、集約化の方法を検討した。

時期	会議等	当時の主な内容
R4.5.12	調整会議	廃止時期を令和6年3月末とする
R4.9.26	市長決裁	廃止時期は、グリーンホール多目的ホールの特定天井改修が終了する令和6年9月末とする
R4.9.28	報道提供	R4.11 市民説明会 R4.11～12 利用団体、地域等への説明 R5.3 条例改正案の提出 R6.9 南市民ホール廃止

1 (3) 市民説明、オープンハウス等

令和4年	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用団体から廃止反対の署名を受領（4,981筆） ・関係団体への説明（継続中）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大野南地区自治会連合会等から存続に係る要望書を受領 ・市民説明会 《参加者合計：150名》 <ul style="list-style-type: none"> 【南区】 相模女子大学グリーンホール多目的ホール（参加者：71名） 【南区】 ユニコムプラザさがみはら（参加者：79名）
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用団体から廃止反対の署名を追加受領（2,248筆） ・南区内自治会長会議への説明（相模台、新磯、東林） ・オープンハウス型アンケート 《～の回答者合計：1,070名》 <ul style="list-style-type: none"> 12/25【南区】 相模原ギオンスタジアム（239名） 12/25【南区】 相模大野中央公園（12名）
令和5年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンハウス型アンケート <ul style="list-style-type: none"> 1/7【緑区】 アリオ橋本店（267名） ④ 1/9【中央区】 成人式会場（相模原市民会館：121名） 1/9【南区】 成人式会場（相模女子大学グリーンホール：141名） 1/19【南区】 相模大野駅（80名） 1/22【緑区】 あぐりんず つくい（77名） 1/23【南区】 小田急相模原駅（83名） 1/27【中央区】 シティ・プラザさがみはら（セレオ相模原）（50名） ・ワクチン接種会場におけるアンケート（回答者合計：102名） <ul style="list-style-type: none"> 【中央区】 グッディプレイス（4日間実施） 【南区】 イトーヨーカドー古淵店（4日間実施） ・南区内自治会長会議への説明（大野中、麻溝） ・小、中学校校長会への説明
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・南区相模台青葉自治会への説明

市民説明会、個別説明等での主な意見1

いただいた意見、要望は大きく5つに分類される

- 1 存続（赤字改善、南市民ホールの改修費）について
- 2 代替施設の利用料金について
- 3 代替施設の設備について
- 4 廃止時期、跡地活用について
- 5 市の考え、行財政構造改革プラン、決算等について

1 存続（赤字改善、南市民ホールの改修費）について	
1	民間に運営を任せればよいのではないか
2	職員による営業活動が足りないのではないか
3	クラウドファンディングは検討したのか
4	クラウドファンディングで100万円でも集まれば、存続してほしい気持ちは伝わるのではないか
5	他施設と同一の管理とし、金土日みの営業にするなど、赤字を縮減することはできないか
6	設備の更新に約3億円とのことだが、現在のものほど高価な設備を導入する必要はないのではないか
7	試しに利用料金を倍にして1年間運営してみて、それでも収支が改善しないのであれば廃止するなど、段階的な検討は行えないか
2 代替施設の利用料金について	
1	南市民ホールの利用者が他の施設を代替として利用する際、料金を安くしてほしい
2	風っ子展など中学生の発表（演劇部）に年2回利用している。代替施設を利用する際、家庭の負担増が心配
3	代替施設を400人以下での利用する場合の料金設定ができないか

市民説明会、個別説明等での主な意見 2

3 代替施設の設備について	
1	公民館は照明や音響などを自分達で調達する必要があり、代替施設として利用しづらい
2	多目的ホールは舞台、音響面、控室、バリアフリー、客席等の面で劣る
3	利用率60%は低いのか。計算上、ほぼ毎日、2/3区分が利用されている状況である
4	高齢者は他区の施設を利用するための移動手段がない
5	土日は特に利用が集中し、予約することができない。南市民ホールがなくなると競争がさらに激しくなるのではないか。
6	南市民ホールの設備は、中学生が操作を学ぶのにちょうどよい
7	駐車場が無料であることなども利用しやすい理由の1つである
8	ユニコムプラザを文化活動に利用させてもらえないか
4 廃止時期、跡地活用について	
1	現在の在校生が卒業するまで待てないか(中学生の部活)
2	跡地に代替の施設を建ててほしい
3	跡地活用を検討する際、窓口機能とホールが同じ敷地内になくてもよいと思う
4	跡地の活用方法が決定するまで運営を継続することはできないか
5 市の考え、行財政構造改革プラン、決算等について	
1	署名を提出したことについて、市長はどのように考えているのか
2	市は市民の文化活動をどのように考えているのか
3	文化振興課は、文化を振興する立場として南市民ホールを存続させる方法を考えてほしい
4	令和4年度決算の結果を待たずに廃止する理由は
5	令和4年度決算の結果によっては行財政構造改革プランを見直さないのか
6	支出の無駄を省けば改修費が捻出できるのではないか
7	改修のための基金積み立てや計画などはないのか

オープンハウス、アンケートの結果（1月末時点）

		合計		オープンハウス 緑区(2箇所)		オープンハウス 中央区(2箇所)		オープンハウス 南区(5箇所)		アンケート (中央区4日間)		アンケート (南区4日間)	
回答数		1,172	100.0%	344	29.4%	171	14.6%	555	47.4%	11	0.9%	91	7.8%
場所をご存知ですか	A 南区合同庁舎	298	25.4%	43	12.5%	36	21.1%	187	33.7%	3	27.3%	29	31.9%
	B グリーンホール	120	10.2%	30	8.7%	13	7.6%	63	11.4%	0	0.0%	14	15.4%
	C ボーノ相模大野	43	3.7%	18	5.2%	7	4.1%	14	2.5%	0	0.0%	4	4.4%
	分からない	711	60.7%	253	73.5%	115	67.3%	291	52.4%	8	72.7%	44	48.4%
残すべき	利用しているから	23	2.0%	4	1.2%	1	0.6%	11	2.0%	1	9.1%	6	6.6%
	使いやすいから（場所・料金・客席数等）	18	1.5%	1	0.3%	4	2.3%	10	1.8%	0	0.0%	3	3.3%
	文化振興・地域活性化に必要だから	140	11.9%	25	7.3%	20	11.7%	78	14.1%	0	0.0%	17	18.7%
	その他(存続)	10	0.9%	4	1.2%	0	0.0%	5	0.9%	0	0.0%	1	1.1%
	計	191	16.3%	34	9.9%	25	14.6%	104	18.7%	1	9.1%	27	29.7%
廃止もやむを得ない	利用していないから	157	13.4%	45	13.1%	22	12.9%	65	11.7%	8	72.7%	17	18.7%
	他にもホールがあるから	377	32.2%	120	34.9%	68	39.8%	180	32.4%	2	18.2%	7	7.7%
	財政上やむを得ないから	261	22.3%	89	25.9%	30	17.5%	130	23.4%	0	0.0%	12	13.2%
	その他(廃止)	6	0.5%	3	0.9%	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
	計	801	68.3%	257	74.7%	120	70.2%	378	68.1%	10	90.9%	36	39.6%
分からない		180	15.4%	53	15.4%	26	15.2%	73	13.2%	0	0.0%	28	30.8%

緑区：アリオ橋本、あぐりんずつくい 中央区：市民会館、相模原駅ビル
 南区：ギオンスタジアム、大野中央公園、文化会館、相模大野駅、小田急相模原駅

2 (1) 意見・要望に対する対応

1 存続（赤字改善、南市民ホールの改修費）について

民間への運営委託というご意見もあったが、南市民ホール等は既に指定管理者制度を導入して運営を民間委託し、また、利用料収入を指定管理者の収入とすることで、指定管理者が利用率の向上に努める仕組みとしている。

南市民ホールを存続させるためには下記の2点が課題となる。

設備改修費の財源確保

利用料金収入の増収

設備改修費の財源確保

国庫、県費、市債

これらの特定財源を南市民ホールの改修経費へ充当するためには、今後長期間、施設が存続することが条件となる。

また、一定割合の一般財源も要する。

クラウドファンディング（寄附金）

- ・暮らし潤いさがみはら寄附金には「文化・スポーツ振興コース」が設けられている(R3実績：5件 38万5千円)
- ・令和4年に三鷹市が実施したジブリ美術館のクラウドファンディングは目標2千万円に対し約37%の733万円であった。

- ・ 南市民ホールの改修を目的としたコースを設定できるか
行財政構造改革プランで「改修・更新は行わずに」と定めていることから、設備の改修費3億円を目標額とする
（改修費の一部を募り、残りを市税による負担とはしない）
三鷹市の例を考慮すると目標達成は困難
目標額に達しなかった場合、南市民ホールの改修は行わず、他の文化施設の改修へ充当することが許されるか
南市民ホール改修の名目で寄附を募ると他施設への充当は困難となり、寄附金を生かせなくなる恐れがある

利用料金収入の増収

南市民ホールの利用料金（平日1日）

適正な料金(A)	現在の料金(B)	割合(B/A)
104,260円	47,300円	45.4%

南市民ホールの収支状況（R3決算）

維持管理費(C)	利用料金収入(D)	割合(D/C)	利用率 (直前割を除く)
55,021,596円	17,340,244円	31.5%	63.6(56.1)

南市民ホールの課題として、「利用料金が割安」であるにも関わらず、「利用率が低く、維持管理費に対する利用料金収入の割合が低い」点が挙げられる。

行財政構造プランに位置付けられた施設であることから、令和5年3月議会では料金改定の対象としていない。

仮に利用料金を適正な料金(A)まで約2倍に引き上げ、利用料金収入(D)が増加すれば、運営に要する市の負担は減少するが、値上げ幅に反比例して利用率が大幅に下落することが見込まれ、効果が得られない可能性がある。

2 (1) 意見・要望に対する対応 2代替施設の利用料金について

施設	座席数制限	予約開始(規則)	平日 1 日料金	適正料金
南市民ホール	400席(全席)	(市民)12ヶ月前	47,300円	104,260円
	舞台のみ(50%料金)	1ヶ月前	23,650円	
グリーンホール 大ホール	1,790席(全席)	(市民)12ヶ月前	290,300円	295,376円
	1,240席(約69%料金)	(市民)12ヶ月前	201,100円	
	舞台のみ(50%料金)	4ヶ月前	145,150円	
市民会館 ホール	1,270席(全席)	(市民)12ヶ月前	145,300円	145,394円
	800席未満(80%料金)	(市民)12ヶ月前	116,240円	
	舞台のみ(50%料金)	2ヶ月前	72,650円	

グリーンホールと市民会館には、座席数を制限して利用する場合の料金が条例により設定されている。

グリーンホールと市民会館はほぼ適正料金に達しており、今後、大幅な値上げの見込みはないが、南市民ホールは料金改定の都度30%の上昇を続け、令和12年には市民会館の800席利用の料金とほぼ同額になる見込み。

大規模公演の機会及び施設の収入を確保するため、400席未満での利用を想定した料金設定(60%料金等)を新たに設ける場合、予約開始時期を6か月前からとするなどの制限が必要と考える。

2 (1) 意見・要望に対する対応 3代替施設の設備について

市民説明会等において、南市民ホールの代替施設として多目的ホールでは不足している機能について多くの方から指摘をいただいていることから、対応の可否及び時期について検討する。

グリーンホール多目的ホールの音響改善

【主に音楽関連団体からの要望】

南市民ホールは約7割が音楽関連で用いられており、対話の中で多目的ホールの残響時間が短く、音響が劣っていることについて多くの指摘をいただいた。

残響時間を調査した結果、南市民ホールは0.92秒、多目的ホールは0.81秒であった。
(グリーンホール大ホールの残響時間は1.7秒)

建物の容積により適切な残響時間は変動するが、多目的ホールを1.0秒に改善すると、南市民ホールとほぼ同等の音響環境となることが見込まれている。

音響設計を行わずに音響反射板(約3千万円)を設置するだけであれば令和6年度中の実施は可能であるが、設置してみないと音響改善の効果は分からない
音響設計を行うと期間は要するが、より安価で効果的な対応の検討が可能

舞台改良、控室の拡充、昇降床、バリアフリー化など躯体にかかる改修

【主に高齢者、演劇、日本舞踊、音楽団体等からの要望】

改革プランでは、グリーンホール全体の長寿命化工事にかかる基本設計等はプラン終了後に実施することとしており、その際に検討を行う

トイレ洋式化(多目的ホール全13基のうち、男1・女6は和式)

【主に高齢者からの要望】

多目的ホールの特定天井改修期間中に実施可能

2 (1) 意見・要望に対する対応 4 廃止時期について

令和4年5月に実施した庁議では、令和6年3月末で廃止とする案であったが、その後、グリーンホール多目的ホールの特定天井改修が完了する令和6年9月末をもって廃止とする案に修正した。

市民の意見を伺う中で、代替施設の改善や廃止時期の延長を望むご意見を多くいただいていることから、対応策等を踏まえ、改めて廃止時期を検討する。

< R6.9廃止案のスケジュール >

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
グリーンホール 多目的ホール 特定天井改修	実施設計 6,369千円	工事 休館 R6.4 ~ R6.9				
南市民ホール		R6.9 廃止	南市民 ホール 解体設計	南市民 ホール 解体工事		
グリーンホール 大ホール 特定天井改修	基本設計	実施設計	契約・工事(R8.1~休館)			
南区合同庁舎 (従来手法)	基本構想	基本計画策定	基本設計	実施設計		R10~ 長寿命化 工事

多目的ホールの躯体の天井には、断熱材が貼付されており、吸音効果が高くなっていることが想定される。

音響設計を実施し、天井の断熱材への加工や壁の改善を実施することにより、多目的ホールは音響効果が十分に高まることが期待される。

また、音響改善も特定天井改修も施設内に足場を組む高所作業となるため、別工事とするよりも同時に実施する方が効率的である。

< 多目的ホールの音響改善を行う場合のスケジュール (R8.3廃止案) >

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
グリーンホール 多目的ホール 特定天井改修	実施設計 6,369千円	天井+音響 実施設計	天井+音響 工事			
グリーンホール 多目的ホール 音響改善工事	音響 設計 9月補正					
南市民ホール			南市民 ホール 解体設計	R8.3 廃止 南市民 ホール 解体工事	南区工事 準備?	
グリーンホール 大ホール 特定天井改修	基本設計	実施設計	契約・工事(R8.1～休館)			
南区合同庁舎 (従来手法)	基本構想	基本計画策定		基本設計	実施設計	R10～ 長寿命化 工事

2 (2) 跡地活用について

南区合同庁舎のあり方基本構想における検討事項（抜粋）

1 . 現状と課題の整理

人口、建物の状況、施設の利用状況等などの観点から、南区合同庁舎及び周辺施設における現状と課題を整理する。

2 . 理念と基本方針

南区合同庁舎の目指すべき姿とその実現のための基本方針をまとめる。

3 . 導入機能

周辺施設の状況も踏まえ、南区合同庁舎に必要な行政機能や市民活動機能を整理する。

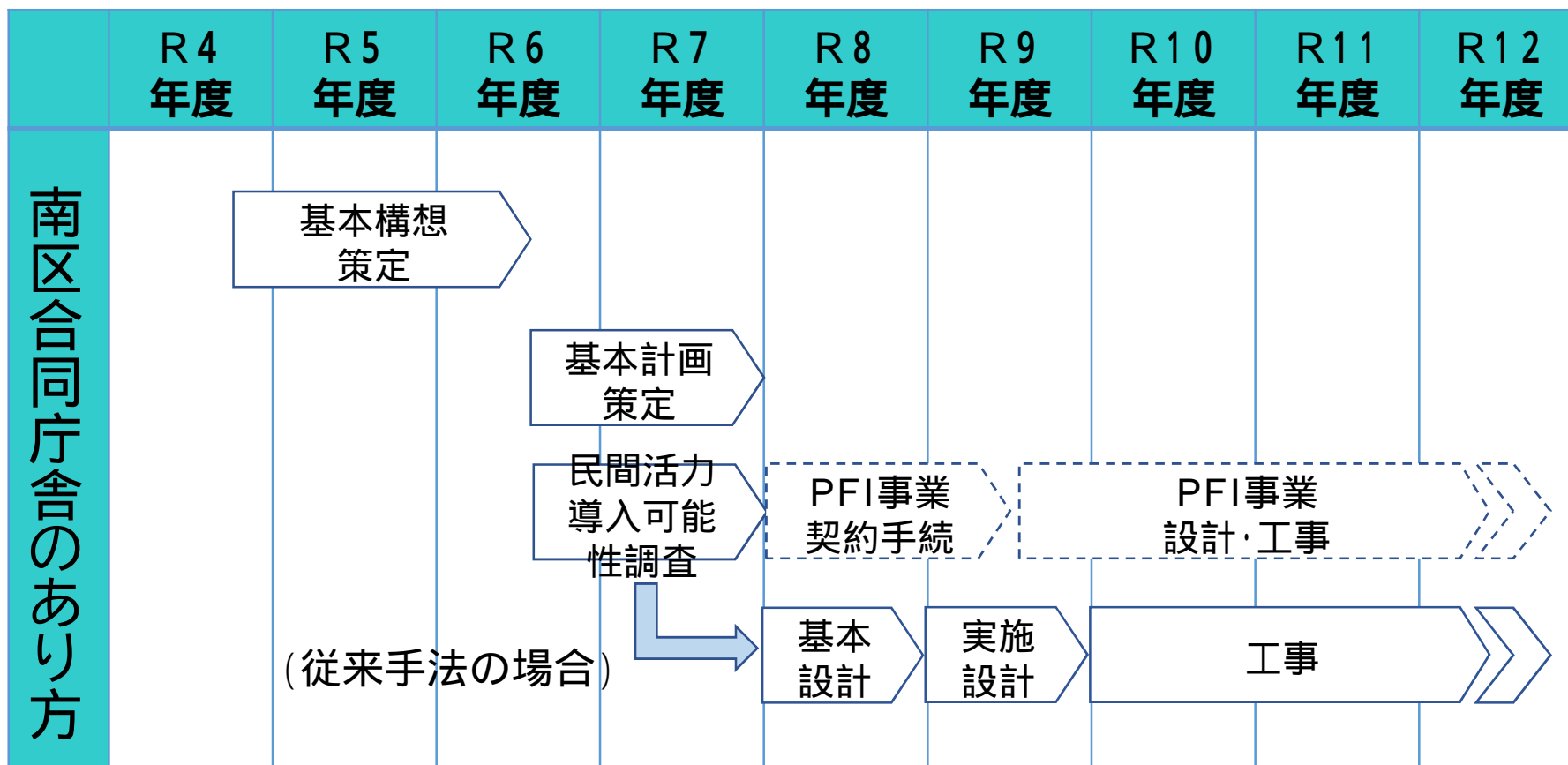
4 . 南市民ホール部分を含めた整備・改修の方向性

南区合同庁舎敷地全体を活用し、導入すべき機能と建物の改修・整備の考え方や留意点などを整理する。

南市民ホール 建物の取扱い	想定される利活用パターン
改修等	構造や安全性において利用が可能か検討
解体	駐車場として利用(暫定利用を含む)
	公共施設の移転整備用地として活用(青少年相談センター等)
	土地を貸付け、民間施設を整備(PFI等)

南市民ホールの跡地活用も踏まえた「南区合同庁舎のあり方基本構想」を策定する。

(南区合同庁舎のあり方検討スケジュール案)



3 (1) 南市民ホールの取扱い

対応方針について

- ・ 市民との対話を踏まえ、代表的な代替施設であるグリーンホール多目的ホールの音響改善工事を実施する。
- ・ 音響改善と特定天井の改修は同時に実施することが効率的であることから、多目的ホールの工事は令和7年度へ延期する。
- ・ 多目的ホールの音響改善及び特定天井改修工事が完了する令和8年3月31日をもって南市民ホールは廃止とする。
- ・ なお、南市民ホールの設備に多額の費用を要する故障等が生じた場合、その時点で休止とする。休止日以降の利用予約者に対し、利用料の全額還付を行い、準備経費等の損失補償を検討する。

跡地活用について

- ・ 南区合同庁舎のあり方検討基本構想の策定を踏まえ、庁内検討や市民対話を通じて南区合同庁舎に導入すべき行政機能や市民活動機能を整理する。

条例改正案の提出時期

令和5年6月議会で部会を開催、9月議会で改正案を提出

3 (1) 南市民ホールの取扱い

条例改正の内容について

- ・南市民ホールは「相模原市立市民会館条例」に含まれている。

相模原市立市民会館条例(昭和40年相模原市条例第26号)

第2条 市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するための施設として市民会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
相模原市民会館	相模原市中央区中央3丁目13番15号
相模原南市民ホール	相模原市南区相模大野5丁目31番1号

【令和8年4月1日施行】 別表第2(南市民ホール利用料金)も同様に見え消し

- ・料金改定について

関係各課と調整の上、令和7年4月1日利用分より新料金を適用する。

平日1日料金 47,300円 61,400円 (14,100円)

休日1日料金 61,400円 79,800円 (18,400円)

指定管理料は1年間で約170万円の削減見込み

R2実績：指定管理料 196万円 HP更新、パンフ等 +26万円

指定管理の公募について


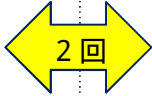

- ・南市民ホールは2年、グリーンホール、おださがプラザは5年とし、3施設でグループを形成して公募する。

3 (2) 今後の文化振興策

第3次さがみはら文化芸術振興プランに掲げる「心豊かに人とまちが輝く市民文化都市 さがみはら」の基本理念を踏まえ文化振興の各種取組を推進します。

検討事項	方向性
鑑賞機会の確保	令和6年度以降、次期指定管理者の募集を行いますが、公募要件となる「伝統文化や優れた芸術作品を鑑賞する機会を市民へ提供する舞台芸術公演事業」や「市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供するなどの市民の自主的な活動の支援に関する事業」の回数について、前回の募集時の回数を上回るよう条件を定めます。
活動の場の確保	他の文化施設だけでなく、あじさい会館や産業会館等、特定の目的を有する施設でホールを持つ施設も含め、利用目的や収容人数に合わせ代替施設をご案内します。
利便性の向上	現在は練習室等の利用であっても、利用日以前に各施設の窓口へお越しいただき、予約の手続きを行っていただいておりますが、受付システムを導入し、施設へ行かなくても予約が可能となる仕組みを構築します。
その他の取組	神奈川県等の主催する事業を相模原市へ招致する等、市民の方が鑑賞、参加できる機会の増を検討します。

4 今後のスケジュール（案）

	R 5 . 4		R 5 . 5		R 5 . 6		R 5 . 7		R 5 . 8		R 5 . 9	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
庁議等												
最終方針決裁												
6月議会 (部会開催)												
市民説明会 (市長出席)												
9月議会 (廃止条例)												

事案調書(決定会議)

令和5年4月19日

案件名	南区合同庁舎のあり方検討について						
所管	南区役所		部	区政策	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果						
	効果測定指標						
	事業効果 年度目標	R5	R6				

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	長寿命化改修工事に向け、令和6年度を目途に、周辺施設を含む施設のあり方及び南市民ホールの跡地活用も踏まえた南区合同庁舎のあり方基本構想の検討体制と方向性を策定するもの。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要	
長寿命化改修工事に向け、令和6年度を目途に、周辺施設を含む施設のあり方及び南市民ホールの跡地活用も踏まえた南区合同庁舎のあり方基本構想の検討を行うもの。	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	・(仮)南区合同庁舎のあり方検討会議・WG 南区合同庁舎のあり方検討							
	従来手法を想定したスケジュールであり、選定する手法により、スケジュールや事業費等は異なる。							
	あり方基本構想策定			基本計画・基本設計・実施設計			改修工事 (R10~R12)	
	市民対話			どちらかの手法を検討				
	劣化度調査委託			民間活力導入可能性調査・PFI事業契約手続				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)			29,422	16,500	59,871	89,807	#####	
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債	75%					67,355	#####	
その他								
一般財源		0	29,422	16,500	59,871	22,452	544,453	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	29,422	16,500	59,871	22,452	544,453	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	長寿命化経費にて捻出							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	1	検討状況により要求予定					
局内で捻出する人工	B	1						
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○			○	○		

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供
	パブリックコメント		時期		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
公共建築課・アセットマネジメント推進課	改修工事に係る基本方針の策定方法の進め方・課題共有方法の確認。(R4.11.2開催)
関係課打合せ会議	南区合同庁舎のあり方検討の基本方針・検討体制について(R5.2.7開催)
アセットマネジメント推進課	あり方検討の方向性・検討体制について調整(R5.2.15、21、24開催)
関係課長打合せ会議	南区合同庁舎のあり方検討の基本方針・検討体制について(R5.3.1開催)

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (3 / 6)</p>	<p>【あり方検討について】</p> <p>○(人事・給与課長)南市民ホールの構造や安全性の検討とあるが、あり方検討の中であわせて検討方針が出るということか。構造や安全性の検討もこの方針の中で決まるのか。</p> <p>(南区区政策課長)それぞれ劣化度調査は当然やるべきと考えている。もう改修では難しいという話もあるが、それは決定したものではないので、よく検討した上で方向性を決定したいと考えている。</p> <p>○(人事・給与課長)スケジュールにはあり方検討が6年度の途中までとなっているが、建物を壊すかどうか先に決まらないと構想を作るにもスケジュール的に無理があるのではないか。</p> <p>(南区区政策課長)劣化しているかどうかについては、ホール部分も、合庁の本体も築年数はほぼ同じである。ホールの機能として、傾斜が生じているとか、天井が高いとか、そういったことが事務所や市民活動機能のスペースとして使えるのかなど、他の用途に使えるかを検討しなければならない。</p> <p>○(人事・給与課長)南市民ホールは、構造安全性について利用が可能かどうか検討するのではないのか。その検討材料というのが、業者への調査ということになると、壊す壊さないが大前提にならないのか。</p> <p>(アセットマネジメント推進課長)構想の中で決めていく。</p> <p>(南区区政策課長)劣化度調査については、そもそもホールという広大空間の中に、事務所ができるかどうかについて、可能な範囲で公共建築課も自前で行うが、必要に応じて委託を入れると聞いている。劣化度調査について、全体の修繕にあたって調査をするものであり、ホールに限ったものではない。そこが使えるか使えないかによって構想の考え方は変わってくるが、公共建築課と柔軟に調整を図りながら、必要に応じて補正予算を計上するなど適正な対応を取りたい。</p> <p>○(政策課長)検討会議の構成員には、健康福祉総務室長やこども・若者政策課長を含めないのか。</p> <p>(南区区政策課長)現時点では含めないが、必要な段階で呼ぶ予定である。</p> <p>○(政策課長)体制の話であり、情報交換を密にしていきたい。</p> <p>(南区区政策課長)調整に当たり、それぞれ本日の会議に諮ることも報告している。</p> <p>【資料について】</p> <p>○(総務法制課長)本事案の資料については、6年9月に南市民ホールの廃止という表現が強調されすぎているように見える。南市民ホールは別の事案として庁議で諮られており、表現を配慮すべき。</p> <p>(南区区政策課長)修正する。</p> <p><原案のとおり上部会議へ付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。></p>
--	--

南区合同庁舎のあり方検討について

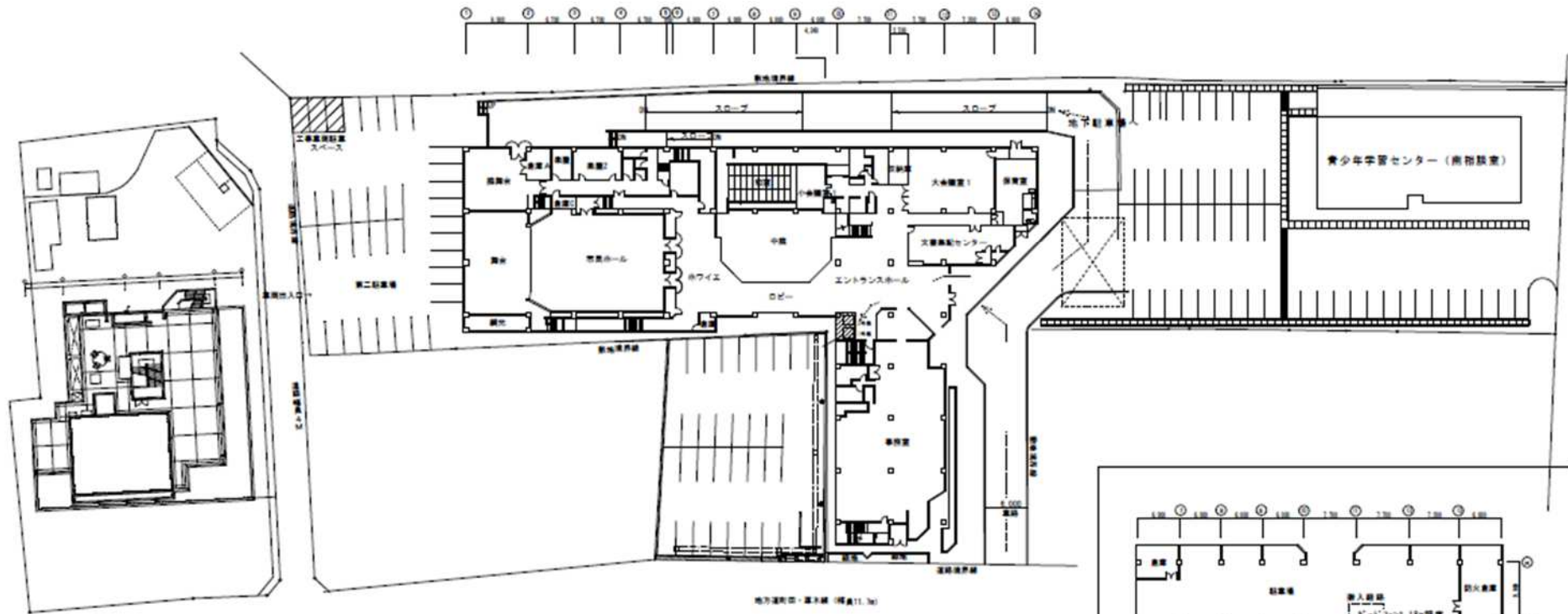
令和5年4月19日 決定会議資料

南区役所区政策課

1 . 施設概要

名称	相模原市南区合同庁舎
所在地	相模原市南区相模大野5 - 31 - 1
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地下1階・地上5階・塔屋1階・別館
用途地域	第一種住居地域
敷地面積	8,364.48㎡
延床面積	7,910.64㎡ 〔 大野南公民館 1,578.37㎡ 〕 〔 南市民ホール 1,265.23㎡ 〕 〔 青少年相談センター南相談室 384.84㎡ 〕 〔 南区合同庁舎(上記除く) 4,682.20㎡ 〕
竣工	昭和58年8月 (別館(青少年相談センター南相談室)は昭和53年7月)

1. 施設概要



配置図兼1階平面図 S: 1/400

- ・大野南公民館
- ・南区役所区民館
- ・桜橋南市民ホール
- ・南文庫南郷貸出所



地下1階平面図 S: 1/400



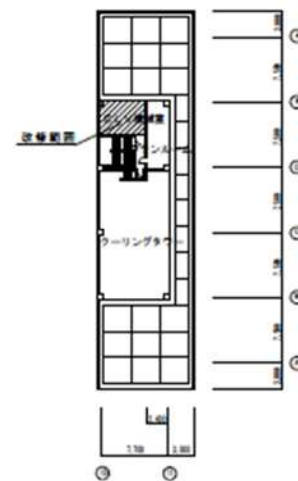
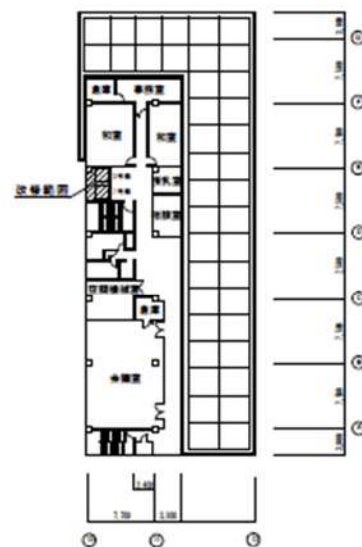
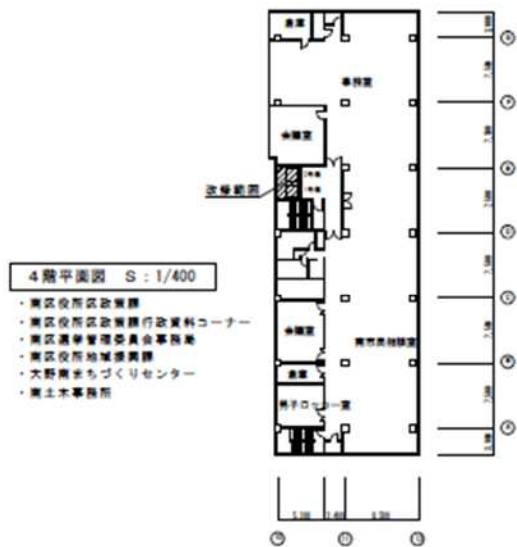
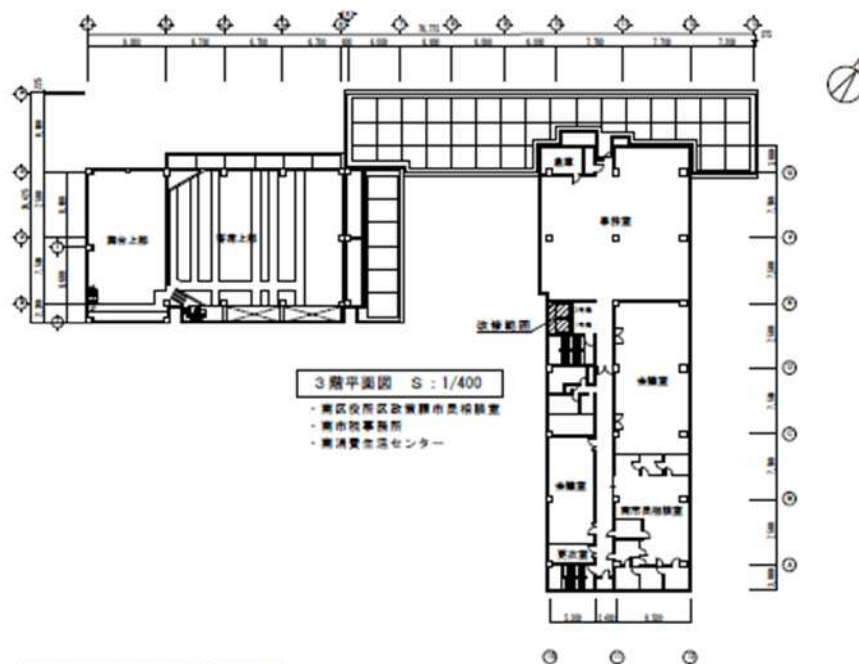
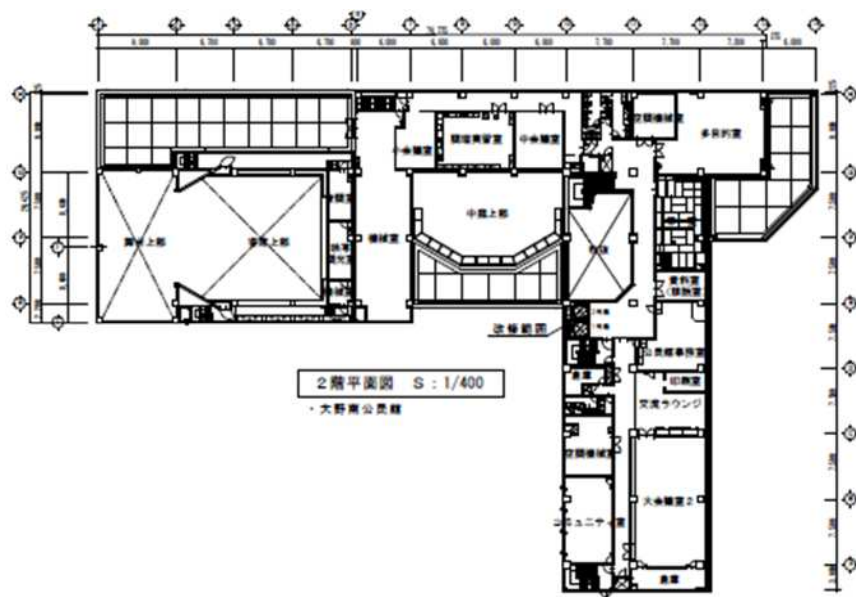
南消防署

別館(青少年相談センター南相談室)

南区合同庁舎

南市民ホール

1. 施設概要



2 . 背景

- ・南区合同庁舎は、令和5年で建設から40年を迎え、市一般公共建築物長寿命化計画(令和2年3月策定)により、施設のあり方検討を行い、基本構想策定、長寿命化改修工事の実施が位置付けられている。
- ・行財政構造改革プランにより、南市民ホールの集約化が示され、廃止に向けた検討が進められている。

3 . 目的

長寿命化改修工事に向け、令和6年度を目途に、周辺施設を含む施設のあり方及び南市民ホールの跡地活用も踏まえた「南区合同庁舎のあり方基本構想」を策定する。

4 . あり方の検討に当たっての基本的な考え方

行政サービスの拡大への対応、施設の老朽化等の課題解決に向け、長寿命化改修工事を契機とした南区合同庁舎のあり方基本構想を検討する。

検討に当たっては、

これまで南区合同庁舎が担っていた機能を総合的に踏まえる必要がある。
南区合同庁舎敷地全体を活用した建物の改修・整備を検討する必要がある。

南区合同庁舎

行政機能	南区役所 (区政策課、地域振興課、大野南まちづくりセンター、区民課) 南土木事務所 南市税事務所
市民活動機能	大野南公民館 南市民ホール(廃止に向けた検討)
教育・相談機能	青少年相談センター南相談室

5 . 検討対象候補施設

南区合同庁舎敷地内にある施設

南区 合同 庁舎	本館	<ul style="list-style-type: none">・南区役所区政策課(市民相談室)・南区役所地域振興課・南区役所大野南まちづくりセンター・南区役所区民課(マイナンバーカード交付窓口)・南土木事務所・南市税事務所・大野南公民館
	南市民ホール	<ul style="list-style-type: none">・文化振興課(廃止に向けて検討)
	別館	<ul style="list-style-type: none">・青少年相談センター南相談室

必要に応じて検討する施設(南区合同庁舎周辺の施設)

- ・南保健福祉センター

6 . あり方検討における整理すべき事項

1 . 現状と課題

人口、建物の状況、施設の利用状況などの観点から、南区合同庁舎及び周辺施設における現状と課題を整理する。

2 . 理念と基本方針

南区合同庁舎の目指すべき姿とその実現のための基本方針をまとめる。

3 . 必要な機能

周辺施設の状況も踏まえ、南区合同庁舎に必要な行政機能や市民活動機能を整理する。

4 . 南市民ホール部分を含めた整備・改修の方向性

南区合同庁舎敷地全体を活用し、必要な機能と建物の改修・整備の考え方や留意点などを整理する。

7. 南市民ホール廃止後の利活用例

南市民ホール 建物の取扱い	想定される利活用例
改修等	構造や安全性において利用が可能か検討
解体	駐車場として利用(暫定利用を含む)
	公共施設の移転整備用地として活用(青少年相談センター等)
	土地を貸付け、民間施設を整備(PFI等)

ホールの廃止後、長期間建物を閉鎖しておくことは、施設管理の観点から好ましくない。

南市民ホールの跡地活用も踏まえた「南区合同庁舎のあり方基本構想」を策定する。

8 . 検討体制

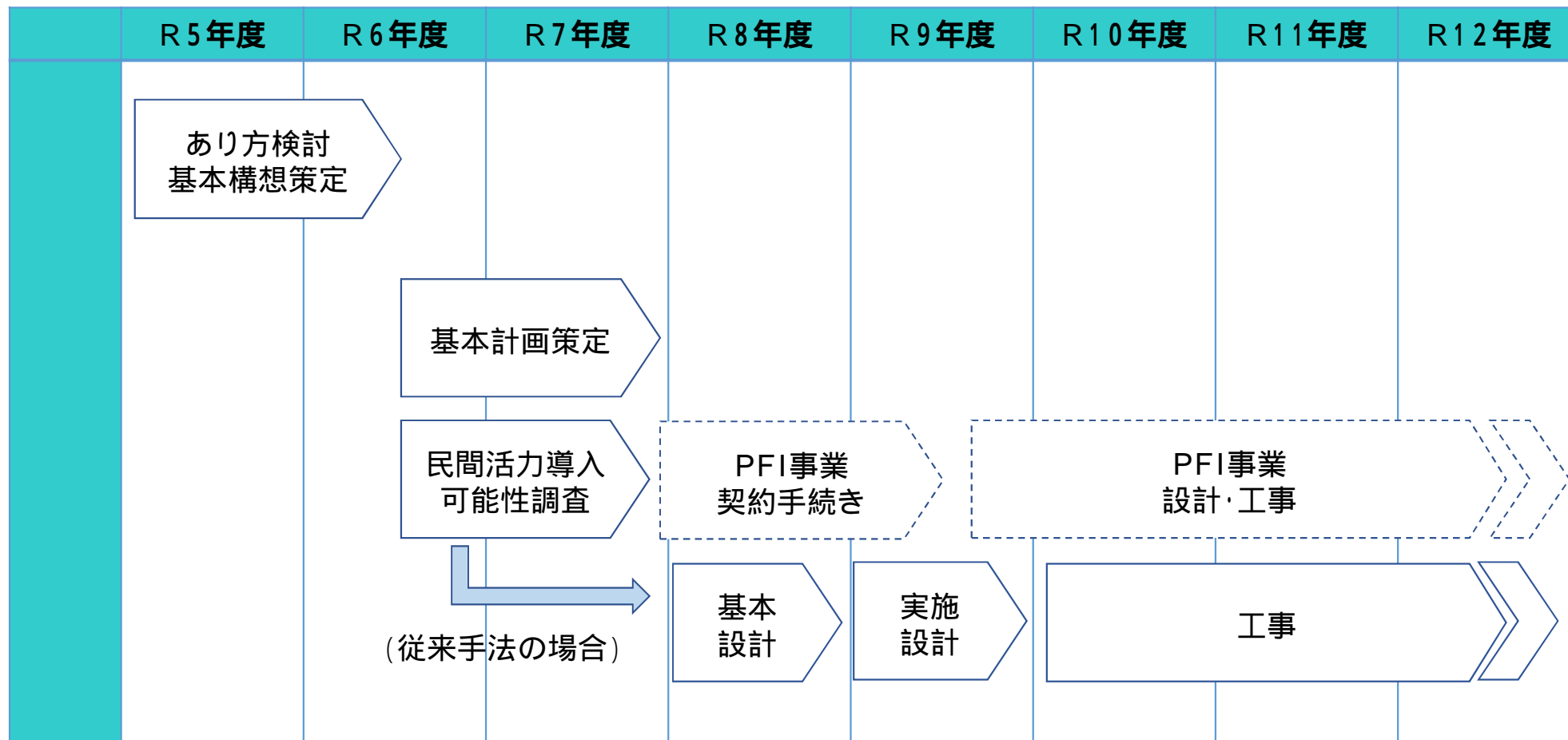
(仮)南区合同庁舎あり方検討会議(課長級)を設置する。
会議の中に、実務者級の担当者WGを設置する。

課名	役割
政策課	政策的判断
アセットマネジメント推進課	公共施設マネジメント
公共建築課	長寿命化改修
区政推進課	区役所のあり方
文化振興課	南市民ホール
南区役所区政策課	施設所管課(事務局)
生涯学習課	大野南公民館
青少年相談センター	南相談室

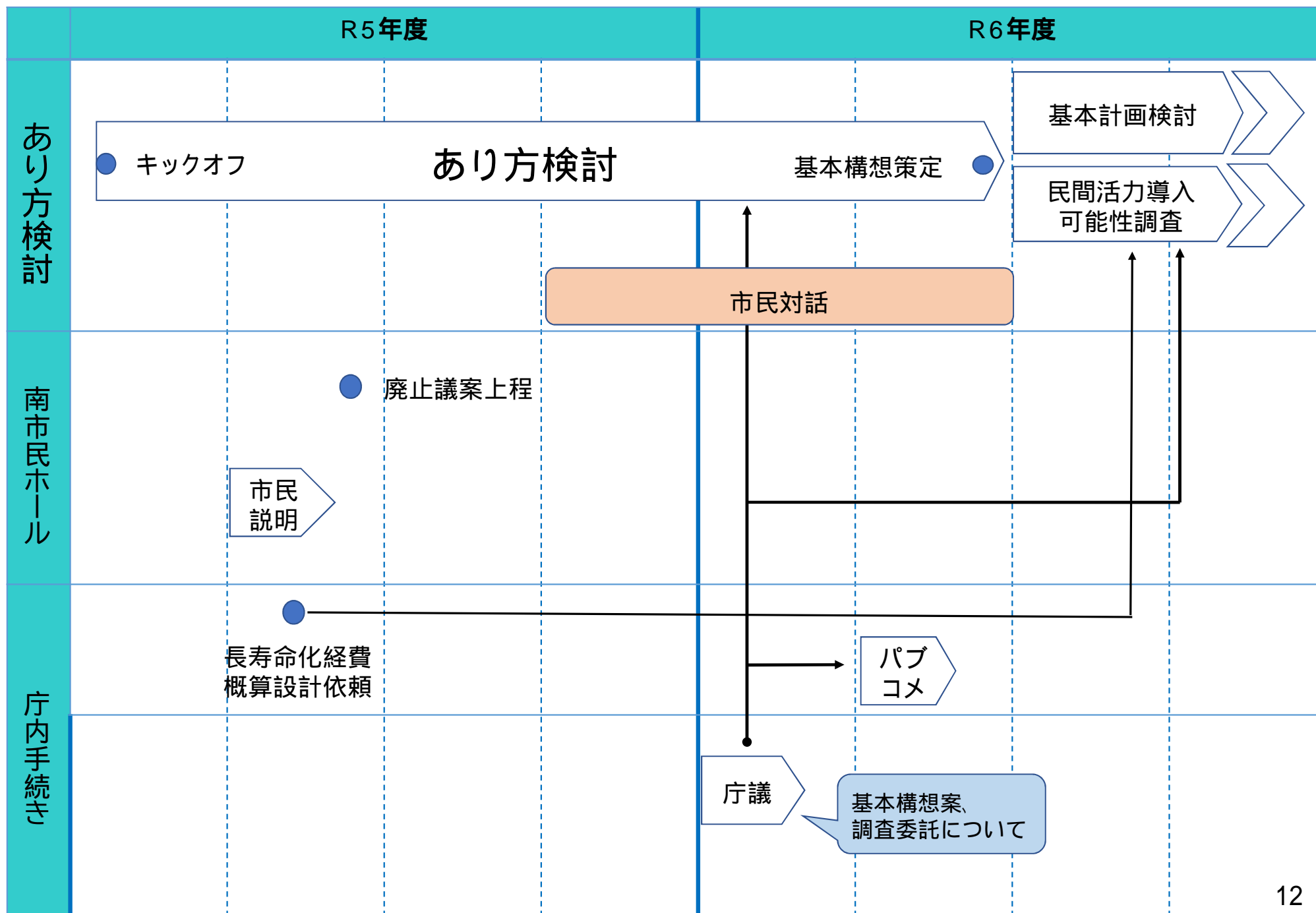
必要に応じて、南区合同庁舎内の各機関の総務室を検討体制に加える。

南保健福祉センターを含めた検討を行う際には、健康福祉総務室・こども・若者政策課等
を検討体制に加える。

9 . 全体スケジュール（案）



10 . 基本構想策定までのスケジュール（案）



(参考) 今後の論点のポイント

施設(機能)のあり方について

	施設	課題	備考
南区 合同 庁舎	大野南公民館	公民館改修検討会設置の有無	単独館では、公民館改修検討会を設置
	青少年相談センター 南相談室	施設の老朽化や対象件数の増加への対応	昭和53年建設(築45年)
	南市民ホール	廃止にむけた検討 廃止後の活用方法が未定	活用方法は P9「7.南市民ホール廃止後の利活用例」を参照
	上記以外	マイナンバーカードに関する諸室等	改修時期(R11)を見据えた検討が必要
	南保健福祉センター	南区合同庁舎と離れており、窓口サービスが分散している	平成16年建設(築19年)

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年4月19日

案件名	相模原市体育館の廃止に向けた検討について						
所管	市民	局 区	部	スポーツ施設	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・市体育館廃止による指定管理料の削減					
	効果測定指標					施策番号	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標						

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<ul style="list-style-type: none"> 市体育館の廃止時期について 代替場所への移行を円滑に進めるために、令和7年3月末(令和6年度末)をもって廃止とする。 廃止時期の延長に伴う料金改定について 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、使用料を改定する。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。

事案概要

相模原市行財政構造改革プランにおいて、「築60年を超える老朽化が著しい施設のため、指定管理者更新のタイミングでの廃止に向けた取組を実施し、市体育館が担っていた機能については、周辺施設などを活用し、代替場所の確保に努める。」と示されたことから、廃止に向けた検討をするもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁議							
	指定管理者公募 議会 議会 6月議会(廃止・料金改定)部会説明 9月議会(廃止・料金改定)議案提出 9月議会(次期指定管理)部会説明 12月議会(次期指定管理)議案提出		次期指定管理期間 (1年間)					
			新料金適用					
		跡地活用に係る検討						
			解体設計					
				解体工事				

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(総務費)		13,970	13,970						
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		13,970	13,970	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		13,970	13,970	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の撲滅	2 気候変動の緩和	3 健全な生活	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させよう	8 豊かになり、働きがいをもたせよう	9 産業とイノベーションに力をいれよう
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市を創ろう	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすすめる	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期	令和5年9月	議会への情報提供	部会	令和5年6月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(第1回) (令和4年10月6日)	廃止に向けた方針、内容、スケジュールについて 利用団体への説明をより実施していく必要がある。
関係課長打合せ会議(第2回) (令和5年4月4日)	利用団体からの要望、意見を踏まえた上での廃止について 一部資料を修正した上で、調整会議に付議する。

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (4/12)</p>	<p>【市体育館の廃止時期について】 ○(アセットマネジメント推進課長)改革プランでは、指定管理者更新の際に廃止するもののその条件として代替の確保に努めると示されている中で、令和6年9月には代替場所が確保されるため、令和6年10月で廃止ということも検討してはどうか。 (スポーツ施設課長)けやき体育館は特定天井の工事が1年間かかることから、スムーズに移行するために、工事が終わる令和6年度末に廃止したいと考えている。 (総務法制課長)今回の提案は、利用団体の声を聞いてのことと思われるが、半年に短縮されることで、また振り出しに戻って利用団体を説得できるかは大事なことだと考えるがいかがか。 (スポーツ施設課長)利用団体の説明会では、壊すまでは使わせて欲しいという意見が非常に強く、廃止後に建物が残る期間を短くしたいと考えており、代替のけやき体育館が令和6年度末まで工事をする事及び令和6年度の後半に建物だけ残るといった状況を避けたいということで、令和6年度末まで利用する提案になっている。 (アセットマネジメント推進課長)老朽化が著しい施設というところで廃止の方向が出ているので、市民の安全を優先するか、市民のニーズに応えていくのが難しいが、平成9年の耐震補強の時にもう10年延長して平成19年というところが示されている中で、いたずらに伸ばしていくことが果たしていいのかというところは考慮していただきたい。</p> <p>【料金改定の適用時期について】 ○(総務法制課長)新料金の適用時期が令和6年10月となっているが、適用日の基準は規則に記載されている予約可能期間を考慮して設定することとしており、市体育館の規則では、2ヶ月前となっていることから、令和6年6月からの適用になるのではないか。 (スポーツ施設課長)規則では2ヶ月前から予約可能であるが、本館と柔道場の運営要綱があり、その中でスポーツの振興を目的とした行事の利用に限るものについては6ヶ月前からと定めているため6ヶ月後の適用とした。、これまでもこの運営要綱を基準に料金改定をしていた経過がある。 (総務法制課長)適用日は根幹に関わるものであり、規則は2ヶ月であるが要綱が6ヶ月であるため、条例の適用日を6ヶ月後にするというのは認められない。どうしても6ヶ月後ということであれば、規則改正をすれば令和5年3月の料金改定ルールに則った形になる。 (経営監理課長)経営監理課としては過去の経緯もあり、公平性という観点で、6ヶ月後の適用としたいと考えている。 (スポーツ施設課長)9月に規則改正を行っても先行した予約部分等に支障は生じないと思われる。また、その方が今後のことを考えて公平性が保たれるのであれば規則改正する。</p> <p>【財源について】 ○(財政課長)財源の捻出については、市民局として事業の見直しなど検討いただき、それも含めて精査することになるであろう。 (スポーツ施設課長)指定管理料をどこまで引けるかどうかというところはあるが、指定管理の期限を迎え、そこを積算する中では、できる限りの精査してまいりたいと考えている。 (財政課長)改革プランで示されている効果額について、整理していただきたい。 (政策課長)効果額に見合う財源の確保については、局内で検討するということが良いか。 (スポーツ施設課長)財政課と調整していく。</p> <p><原案のとおり上部会議に付議する。></p>
----------------------------------	---

相模原市体育館の 廃止に向けた検討について

スポーツ施設課

< 進行 >

- 1 施設の概要・行財政構造改革プランについて
- 2 廃止に向けた取組について
- 3 廃止の時期について
- 4 市体育館の対応方針案
- 5 今後のスケジュール



1 施設の概要・行財政構造改革プランについて

名称	相模原市体育館	所在地	中央区富士見1-2-15
開設	昭和32年11月	建築面積	1,315㎡（延床面積も同じ）
構造	鉄骨造（一部木造）地上1階建		
主な施設	本館（570㎡）バスケ1面、バレー2面		
	柔道場（149.1㎡）弓道場（5人立）		
施設管理費	1,244万円（R3）	使用料収入	257万円（R3）
現指定管理期間	平成31年度（H31.4.1）～令和5年度（R6.3.31）		
備考	平成9年耐震補強工事		

行財政構造改革プランでの位置づけ

【方向性：見直し / 手法：廃止】

築60年を超える老朽化が著しい施設のため、指定管理者更新のタイミングでの廃止に向けた取組を実施する。

市体育館が担っていた機能については、周辺施設などを活用し、代替場所の確保に努める。

市体育館の利用状況（R3）

本館

利用率 **92%**（1,114コマ / 1,210コマ）

柔道場

利用率 **67%**（818コマ / 1,212コマ）

弓道場

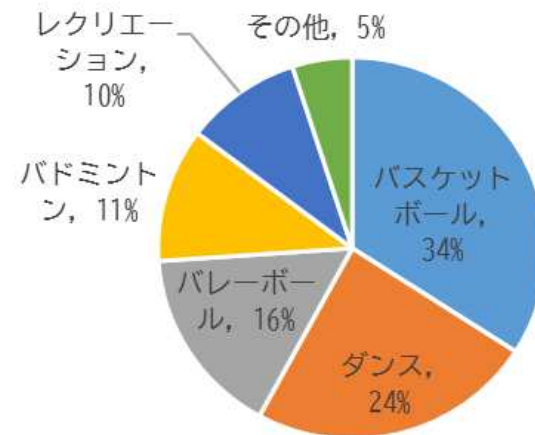
利用率 **99%**（1,199コマ / 1,208コマ）

（参考）市体育館の貸出時間区分

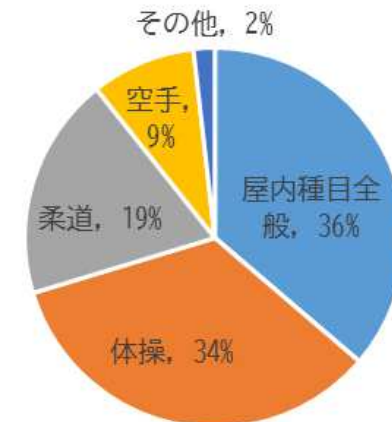
貸出時間区分	午前（3h）午後1（3h） 午後2（3h）夜間（3h）の4コマ
提供可能コマ数	年間1,436コマ

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う施設休止期間（8/6～9/30）あり。

競技別利用割合（本館）



競技別利用割合（柔道場）



2 廃止に向けた取組について

(1) 利用団体説明会

- ・利用団体説明会（計3回（令和5年1月16,25,29日）開催）
《参加者合計：26団体38名》

いただいた意見、要望は大きく5つに分類される。

特に代替場所について多くの意見があり。

意見・要望

廃止について
・市体育館は使い勝手がいい。何とか残してほしい
・今後の活動内容など決めていかなければならないので、廃止ならば早く決めてほしい
・維持してほしいという要望が多ければ、廃止は取りやめになるのか
代替場所について
・代替場所については、既に利用者がある施設であるため、予約は簡単ではない
・両総合体育館は交通アクセスが悪く、代替場所にはならない
・けやき体育館は、障害者団体の優先がありなかなか使えない
・学校体育施設の利用状況を公表してほしい
・市民会館、教育会館などが利用できるようになれば、一部利用者の代替場所となり得る

市のスポーツ施策について

- ・ 高齢化社会の中、健康を増進させるためにも、もっと体育施設を作っていかなければならない。新しい施設を作ること無く、廃止することは納得できない
- ・ 南区、緑区に体育館があり、中央区に体育館がなくなることはおかしい
- ・ 中央区に新しい体育館を作ってほしい

跡地活用について

- ・ 廃止後に同等の体育館を作ることはないのか
- ・ 廃止した後の跡地がどうなるのかわからなければ賛成も反対もできない
- ・ 壊した後に新しい施設を作る計画があった上で、壊すべきである

その他

- ・ 説明会の開催については、定期的に関いていただきたい
- ・ 予約方法をオンラインで予約するようなシステムとしてほしい
- ・ 市体育館、公民館等の予約システムを改善してほしい

2 廃止に向けた取組について

(2) 説明会で寄せられた意見・要望への対応

廃止について

- ・市体育館の存続を望む意見について
老朽化が著しい施設であるため、長期間安全にご利用いただくことは困難。
- ・早急な決定を望む意見について
早急な決定を望む意見が複数あった点を踏まえ、廃止に向けた調整を進める。

市のスポーツ施策について

- ・中央区に体育館を望む意見について
令和4年度に実施している「淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）に係る市民アンケート」における、市民のスポーツ施設に対するニーズ等も踏まえ、今後の施策の参考としていく。

跡地活用について

- ・廃止後の跡地活用について
廃止決定後、「未利用資産活用・調整会議」にて庁内検討を進めていく。

その他

- ・今後の説明会について
個別相談には随時対応し、方針が決定した際には改めてお示ししていく。

代替場所について

代替場所	課題	対応
両総合体育館	交通アクセスが不便	神奈川中央交通に対して、 <u>引き続き要望を行っていく。</u>
	利用率が高く空きが少ない	次期指定管理者公募時に <u>貸出時間区分を指定</u> 1、利用可能枠を増加させる。 令和6年10月利用分（令和6年4月予約開始分）から適用
けやき体育館	利用率が高く空きが少ない	平日の日中については、一定の空きがあるため、個別相談の際に、活動時間を踏まえ、ご案内していく。
学校体育施設の開放	空きがなく新規登録が出来ない学校が多い	「学校開放の在り方検討」において、今後の運営方法を検討していく。
公民館	利用可能種目が限られる	健康体操、ダンス等の代替場所としては利用可能なため、個別相談の際に、活動内容を踏まえ、ご案内していく。
スポーツ・レクリエーションパーク		令和6年4月より健康体操やダンス等で利用可能な <u>多目的室（105㎡）が供用開始。</u>

1 「貸出時間区分」の変更案

	現行	変更案
貸出時間区分	午前（3h）午後（4h）夜間（4h）の3コマ	1コマ2hとし、6コマ
提供可能コマ数	年間1,026コマ	年間2,052コマ

2 廃止に向けた取組について

(3) スポーツ協会加盟団体への対応

令和3年	11月	・市弓道協会との対話（現在までに計5回開催）
令和4年	12月	・12月定例会議に市弓道協会より陳情書の提出（令和5年2月取り下げ）
令和5年	2月	・市弓道協会から協会存続に向けた要望書受領（市長面会） ・市レクリエーション協会への個別説明
	4月	・市レクリエーション協会から嘆願署名受領（市長面会）

2 廃止に向けた取組について

(4) 協会加盟団体寄せられた意見・要望への対応

弓道協会からの要望

- ・横山公園内に弓道場を建設してほしい。
- ・夜間に公共交通機関を利用して活動できる代替場所が必要である。
- ・両総合体育館の団体利用について柔軟な対応をしてほしい。
- ・市体育館が解体されるまでは利用できるようにしてほしい。

(対応)

弓道場の建設については、必要性も含め庁内検討を進めつつ、市体育館廃止に伴う代替場所については、**両総合体育館の活用**にて対応する。

レクリエーション協会からの意見・要望

- ・跡地が決まっていないのに廃止にするのはおかしい。
- ・協会を維持するには、定期的に利用できる施設が無ければ難しい。
- ・障害者も参加できる活動を行っており、けやき体育館の定期利用を希望する。

(対応)

けやき体育館の利用については、高齢・障害者福祉課、指定管理者と連携し、**指定管理者事業の展開**により、一定の利用機会を確保する。

3 廃止の時期について

廃止の時期については、「行財政構造改革プランに基づき廃止した場合（令和6年3月末）」と利用団体から要望のあった「施設が解体されるまで供用した場合（令和7年3月末）」の比較を下記のとおり行った。

廃止時期	課題・検討事項
令和6年3月末で廃止	<ul style="list-style-type: none">・ 廃止後1年間施設が現存・ 両総合体育館の新貸出時間区分適用までに半年間要する・ けやき体育館の特定天井改修工事がR6に予定されており、一時的に代替場所とならない・ 利用団体の要望に応えられない
令和7年3月末で廃止	<ul style="list-style-type: none">・ 運営経費が発生する（指定管理（R4当初予算:1,397万円））・ 施設の老朽化リスクが上昇・ 受益者負担の在り方の基本方針に基づく料金改定の検討が必要

4 市体育館の対応方針案

(1) 対応方針案

利用団体等からの要望を踏まえ、代替場所への利用移行を円滑に進めていくために、令和7年3月末（令和6年度末）をもって廃止する。

代替場所については、両総合体育館の貸出時間区分の変更、けやき体育館、スポーツ・レクリエーションパーク等の周辺施設を有効活用し、確保に努める。

跡地活用については、「未利用資産活用・調整会議」にて、庁内検討を行う。

延長する1年間の運営にあたっては、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、使用料を改定する。

4 市体育館の対応方針案

(2) 料金改定案

コスト算出について

年間コスト及び料金改定案について、過去3年間（令和元年度～令和3年度）の実績を踏まえて算定することが基本だが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年間を通じたサービス提供ができなかったため、令和元年度の実績を基に算定する。

利用料金の見直し結果

費用【コスト】	(A) 受益者に負担を求める費用	(B) 使用料等収入	Aに占めるBの割合	利用区分	受益者負担割合(%)	現在の料金	仮料金	改定料金案	改定率(%)
11,700,068	11,355,599	2,219,568	19.5%	本館	100	240円/30分	551円	310円/30分	129.2
				柔道場	100	110円/30分	144円	140円/30分	127.3
				弓道場	100	110円/30分	487円	140円/30分	127.3

見直し結果に基づいた条例改正（案）

施設	用途の区分	単位	改定前	改定後	激変緩和措置
本館	スポーツの場合	入場料を徴収しない場合30分につき	240円	310円	
		入場料を徴収する場合30分につき	570円	740円	
	その他の場合	入場料を徴収しない場合30分につき	400円	520円	
		入場料を徴収する場合30分につき	810円	1,050円	
柔道場	柔道場	30分につき	110円	140円	
弓道場	弓道場	30分につき	110円	140円	

現行料金の1.3倍を超えない範囲の値上げ措置（激変緩和措置）を適用している。

4 市体育館の対応方針案

(3) 料金改定に伴う影響額(試算)

料金の種類	影響額
本館	約25万円 / 6ヶ月の増収
柔道場	約9万円 / 6ヶ月の増収
弓道場	約11万円 / 6ヶ月の増収
施設合計	約45万円 / 6ヶ月の増収

料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない

5 今後のスケジュール（案）

時期	検討・対応	代替場所		市体育館	議会等
令和5年4月	庁議				
令和5年6月	利用団体説明会				(部会) 条例廃止・ 料金改定
令和5年9月					(議会) 条例廃止・ 料金改定
令和5年12月					(議会) 新指定管理 者指定
令和6年3月		(両総体・市体育館)現指定管理期間終了			
令和6年4月			(両総体・市体育館) 新指定管理期間開始		
令和6年10月		(けやき体育館) 特定天井 改修工事(予定)	(両総体) 新貸出時間区分適用	(市体育館) 新料金適用	解体設計
令和7年3月			(市体育館) 新指定管理 期間終了		
令和7年度				解体工事	

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年4月19日

案件名	[銀河アリーナ]利用料金の見直し及び改定並びに子どもの施設利用に係る利用料金の無料化について												
所管	市民	局区	部	スポーツ施設	課	担当者	内線						
所管	市長公室	局区	部	政策	課	担当者	内線						
所管	環境経済	局区	部	公園	課	担当者	内線						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	/											
	効果測定指標							R5			R6		R7
	事業効果 年度目標												
	施策番号												

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	利用料金の見直し及び改定について 子どもの利用料金の無料化について 今後のスケジュールについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。

事案概要

銀河アリーナについては、今後の施設の在り方が定まっていなかったことから、利用料金の見直し及び改定並びに子どもの施設利用に係る利用料金の無料化については対象外とされていたが、令和5年3月9日の戦略会議([銀河アリーナ]施設のあり方検討について)において、令和9年3月まで運営を継続する方針が決定したため、利用料金の見直し及び改定並びに子どもの施設利用に係る利用料金の無料化を実施するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R4	R5	R6	R7	R10	R11	R12
		庁内調整 6月議会 部会説明 7月コスト 料金改定案 公表 9月議会 条例改正案 提出 市民等への周知 料金改定準備等 4月料金改定 (条例施行)					

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(総務費)		0	15,099	15,099	15,099			
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	15,099	15,099	15,099	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	15,099	15,099	15,099	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年9月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
経営監理課	令和5年3月～4月 コスト把握と料金改定案の設定について
総務法制課	令和5年4月 9月議会への上程(料金改定及び子どもの施設利用の無料化)及び公募方法について
財政課	令和5年4月 次期指定管理者公募のスケジュールについて

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (4/12)</p>	<p>【子どもの利用料金の無料化について】 ○(総務法制課長)子どもの施設利用料金無料化について、本施設はスケート場であるためスケートシーズンを丸々逃してしまうと無料化が実質1年延期になってしまう。また、トレーニング室に関しても10月以降グリーンプールは無料であるが、銀河アリーナは有料という差異が生じてしまうことから、令和5年10月からにすることはできないか。 (政策課副主幹)無料化開始時期については検討してきたところだが、条例改正後に指定管理者との協議を開始し、半年間の調整を経て、新しい料金の適用を予定しており、これまでの無料化の対象施設も同様の考えである。</p> <p>【次期指定管理者の公募について】 ○(総務法制課長)条例改正されることを条件に6月から指定管理者の公募を始め、条件を示すが、子どもの施設利用料金無料化は、条例改正後でなければ示せないというのはつじつまが合わないのではないか。 ○(経営監理課長)令和5年6月の指定管理者公募の時点で料金改定後の金額を示すとなっているが、まだ条例改正がされていない中で、金額を示してよいものか。 (スポーツ施設課長)現行料金で募集をかけた後、新料金になってから応募団体から収支予算書を再提出してもらおう形で進めたい。</p> <p>【料金改定スケジュールについて】 ○(人事・給与課長)料金改定スケジュールの団体利用料金改定が令和6年10月となっているが、他とスケジュールが異なる理由を確認したい。 (経営監理課長)経過措置期間を設けており、団体予約は6ヶ月前から受け付けているため、条例改正から6ヶ月後の10月を新料金の適用日としている。</p> <p><原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。></p>
----------------------------------	---

【銀河アリーナ】 利用料金の見直し及び改定 並びに 子どもの施設利用に係る利用料金の無料化について

<市民局 スポーツ施設課>
<市長公室 政策課>
<環境経済局 公園課>

<進行>

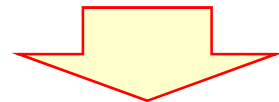
- 1 料金改定に係る銀河アリーナの対応方針について
- 2 施設利用料金の見直し
- 3 子ども料金の無料化
- 4 今後のスケジュール



1 料金改定に係る銀河アリーナの対応方針について

令和4年10月19日 戦略会議で承認
(「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について)

- 「施設の在り方の見直しを行うため、銀河アリーナの利用料金は見直しの対象外」とする。



令和5年3月9日 戦略会議で承認
(「【銀河アリーナ】施設のあり方検討について」)

- 令和9年3月末まで現在の運営を継続する。
- 3年間の運営継続にあたっては、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、利用料金を改定する。

➡ 受益者負担の在り方の基本方針に基づき、
銀河アリーナの料金改定を行うもの

2-1 施設利用料金の見直し

○ コスト算出について

年間コスト及び料金改定案について、過去3年間(令和元年度～令和3年度)の実績を踏まえて算定することが基本だが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年間を通じたサービス提供ができなかったため、令和元年度及び令和3年度の実績を踏まえて算定する。

○ 利用料金の見直し結果

費用【コスト】	(A) 受益者に負担を求める費用	(B) 使用料等収入	Aに占めるBの割合	利用区分	受益者負担割合(%)	現在の料金(円)	仮料金(円)	改定料金案(円)	改定率(%)
282,140,175	281,198,950	72,771,489	25.9%	(スケート場) 専用利用	100	184,500/日	—	238,500/日	129.3
				(スケート場) 特別専用利用	100	16,400/h	21,275	21,200/h	129.3
				(スケート場) 個人利用	100	1,000/回	2,421	1,300/回	130.0
				トレーニング室	100	780/回	964	960/回	123.1

2-1 施設利用料金の見直し

○ 見直し結果に基づいた条例改正(案)

【相模原市都市公園条例】

有料公園 施設	単位			改定前	改定後	激変緩和 措置	
アイス スケート場	専用利用	入場料なし	市民	1日 (9時-20時 15分)	184,500円	238,500円	
			市外		223,900円	289,400円	
		入場料あり	市民		369,000円	477,000円	
			市外		447,750円	578,700円	
	一般利用	大人		1回	1,000円	1,300円	※
		中人(19歳未満)			750円	970円	※
		小人(中学生以下)			500円	650円	※
	特別専用 利用	市民		1時間に つき	16,400円	21,200円	
		市外			19,900円	25,700円	
	水泳プール	休止中のため据置き					
トレーニン グ室	一般利用	大人		1日 (9時-20時 15分)	780円	960円	
		小人(中学生以下)			390円	480円	

※現行料金の1.3倍を超えない範囲の値上げ措置(激変緩和措置)を適用している。

2-2 料金改定に伴う影響額（試算）

料金の種類	影響額
アイススケート場（個人）	約1,400万円／年の増収
アイススケート場（団体）	約 680万円／年の増収
トレーニング室	約 90万円／年の増収
《施設合計》	約2,170万円／年の増収

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない

3 子どもの施設利用料金の無料化について

銀河アリーナの子どもの施設利用無料化について

1 これまでの検討状況

子どもの料金を設定しているスポーツ施設及び生涯学習施設を対象に無料化を検討し、以下の14施設を対象に個人利用料金を無料化することで意思決定した。

なお、銀河アリーナについては今後の施設の在り方が定まっていないことから無料化の検討対象から除外した。

【無料化対象施設】

区分	施設名
スポーツ施設	①小山公園ニュースポーツ広場
	②麻溝公園競技場・第2競技場
	③総合体育館
	④北総合体育館
	⑤けやき体育館
	⑥相模原球場体育室
生涯学習施設	⑦総合水泳場
	⑧市民健康文化センター
	⑨北市民健康文化センター
	⑩古淵鶉野森公園
	⑪小倉プール
	⑫小原プール
	⑬相模川ふれあい科学館
	⑭博物館プラネタリウム

3 子どもの施設利用料金の無料化について

2 無料化の取扱いについて

施設の在り方について、令和9年3月末をもって運営を終了するとの方針を決定したことから、それまでの間において子どもの利用料金を無料とする。

3 無料化の開始時期

令和6年4月

※「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金改定と同時に実施

4 無料化の対象者

すべての未就学児及び市内在住・在学の小中学生(他の施設と同様)

5 無料化に伴う影響額

15,099千円(H30の利用実績から試算)

(アイススケート利用者数)30,129人×(利用料金(小人))500円=15,065千円

(トレーニング室利用者数)170人×(利用料金(小人))200円=34千円

6 その他

貸靴料(小人250円)については、無料化の対象としない。

4 今後のスケジュール

日程	料金改定	子ども料金無料化	指定管理者
令和5年 4月	庁議		上限額審査
6月	議会への情報提供（部会）		次期指定管理者公募
7月	コスト及び料金改定案の公表		
9月	市議会9月定例会議に条例改正案を提出		
10月	市民等への周知		収支予算書の再提出 選考委員会
12月			次期指定管理者 指定
令和6年 1月～3月			料金改定等準備 協定締結
4月	料金改定 （個人 利用料金）	子ども料金無料化 （個人 利用料金）	
10月	料金改定 （団体 利用料金）		

※ 料金改定前の金額で次期指定管理者の公募を行い、議会での議決後に料金改定後の収支予算書を再提出いただく。

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年4月19日

案件名	療育センター診療所の設置について						
所管	こども・若者未来	局区	部	陽光園	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	療育センター診療所を設置することにより、療育が必要な児童等に早期から医療面の見立てが加わり、一人ひとりに応じた療育方針の策定を行うことで、より質の高い支援の提供が可能となる。また、診療所で障害福祉サービスの利用や就学に必要な医師意見書等を作成することにより、医療機関での長期間の受診待機等を解消し、保護者の負担軽減を行うことができる。					
	効果測定指標	発見から診断までの期間短縮			施策番号	1、9	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	事業効果 年度目標	発見から診断までの期間 8ヶ月から1年9ヶ月		10月診療所設置			
			発見から診断までの期間 5ヶ月程度に短縮				

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	療育センター診療所の設置について ・ 医師による診断までの期間短縮及び相談件数の拡大 ・ 医師の確保及び報酬 ・ 設置場所の改修 ・ 財源確保
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・ ただし、 庁議の資料を一部修正すること。

事案概要

現在の療育センターでは、療育に必要不可欠の「医学的診断や判定、治療」が行えないため、委託により「医療相談」を行っているが、医療相談のみでは質・量ともに不足しているとともに、医療機関と所属先(園、学校等)との情報共有が困難である。また、地域の大学病院や医療機関では、受診待ちが発生しており、保護者にとって、医療相談ののち医療機関に行って診察を受ける手間だけでなく、待期間の長期化や経済面での負担が大きい。

こうしたことから、初期療育などの支援の充実のため、療育センターに診療所を設置し、診療が必要な時期にある児童等の診療を行うとともに、地域の医療機関への紹介、療育方針策定に係る助言、所属先との医療情報共有、地域の医療機関からの相談対応などを行う。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	庁内及び大学病院、医師会との調整						
	R5.12条例 案部会説		R6.3予算及び条				
			医師の採用(R6.4.1~)				
		改修工事					
		R6.10診療 所設置					
		事業実施					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		12,896	45,852	36,160	36,160	36,160	36,160	36,160
うち任意分		12,896	45,852	36,160	36,160	36,160	36,160	36,160
特財								
国、県支出金		2,064	1,032	0	0	0	0	0
地方債								
その他		172	7,867	15,563	15,563	15,563	15,563	15,563
一般財源		10,660	36,953	20,597	20,597	20,597	20,597	20,597
うち任意分		10,660	36,953	20,597	20,597	20,597	20,597	20,597
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		10,660	36,953	20,597	20,597	20,597	20,597	20,597
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	令和5年4月から通園バスの廃止により事業費削減 8,319千円							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	1	1	1	1	1	1
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	1	1	1

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり		時期	令和5年12月	議会への情報提供	部会	令和5年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議()	令和5年1月30日 療育センター診療所の設置について(了承) 庁議へ付議
アセットマネジメント推進課	事前協議の実施済
人事・給与課	医師の採用について確認済(時期・給与・勤務条件)、非常勤医師の任用について調整中(報酬・人数)
地域保健課	構造設備の確認済(諸室の共用不可)、医師会への委託不可の確認済
公共建築課	施設改修について確認済(小規模修繕のため調整不要)
建築審査課	建築基準法の用途変更について確認済(無床のため調整不要)
建築・住まい政策課	バリアフリー関係手続について確認済(診療所が既存のため調整不要)
消防署査察指導課	消防法の用途変更の実施(調整中)

備考	政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉室、障害者更生相談所、地域保健課、医療政策課、こども・若者政策課、緑子育て支援センター、中子育て支援センター、南子育て支援センター
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(3/3)

【医師について】

○(人事・給与課長)医師の安定的な確保が課題と思われるが、覚書や協定の締結などで担保していく考えか。

(陽光園所長)今後、調整をしていく話だが、協定締結により担保していく予定である。

○(人事・給与課長)医師が所長となるのか。資料上の人件費が安いと感じるが、確認させてもらいたい。

(陽光園所長)三級の医師職を想定している。地域手当や調整手当も入っている。

○(人事・給与課長)非常勤の給与形態はどのように考えているか。

(陽光園所長)現在は委託としてお願いをしている。委託料を日割りにする一人一日あたり約4万5千円となるため、同等の額を想定しているが、別途、条例の改正が必要と考えている。

(経営監理課長)同等の額とすることは、他の非常勤特別職の医師との兼ね合いもあるので、難しいのではないかと。今後調整が必要と考える。

○(人事・給与課長)常勤医師は月7回しか勤務しないのか。

(陽光園所長)常勤職員と同様の勤務となる。ただし、サポートプラン会議等への出席等を考慮すると、診療所での診察は月7日程度を想定している。常勤医師が不在の際は非常勤の医師が診療所に勤務することを想定している。

【体制について】

○(総務法制課長)子育て支援センターの調整期間の短縮が見込まれているが、これにより業務負担が軽減され、人工の圧縮などにつながらないか。

(陽光園所長)組織体制を改善して短縮を見込んでいるものである。また、医師が入ることでトリアージができ、業務が効率化されることを見込んでいる。その分、多くの件数に対応する必要があるため、人工は削減できない。

○(財政課長)今後、相談件数は何件を見込んでいるか。

(陽光園所長)約800件程度を見込んでいる。

<原案のとおり上部会議へ付議する。庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>



潤水都市 さがみはら

決定会議説明資料

療育センター再整備基本計画に基づく 療育センター診療所の設置について

令和5年4月19日 陽光園

療育センター陽光園

所在地：中央区陽光台3-19-2

開設：昭和50年4月

(心身障害者訓練センターとして開設、平成6年に療育センターに変更)

設置根拠：相模原市療育センター条例

心身に障害のある者及びその障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図るための施設



施設
療育相談室
医療型児童発達支援センター
発達障害支援センター
診療所（新設） 【今回の提案】

療育センター再整備基本計画(平成29年3月策定)

平成28年10月 政策会議で意思決定済

(1) 基本的な考え方

「市は初期療育（こどもの見立てと保護者支援）と地域への支援に限定・充実し、その後の直接支援は民間に委ねていく。」

(2) 5つの基本方針 3～5は対応済みで残りの課題は1と2である。

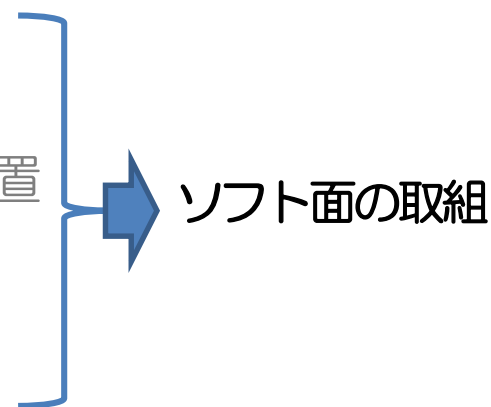
1 療育に必要不可欠な診療機能の設置

2 診療機能を含めた療育内容の見直しと充実

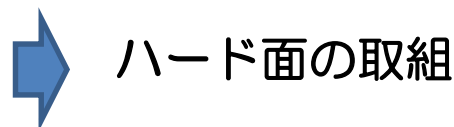
3 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置

4 地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化

5 通園施設への民間活力の導入



○ 施設再整備の概要



療育相談件数の推移

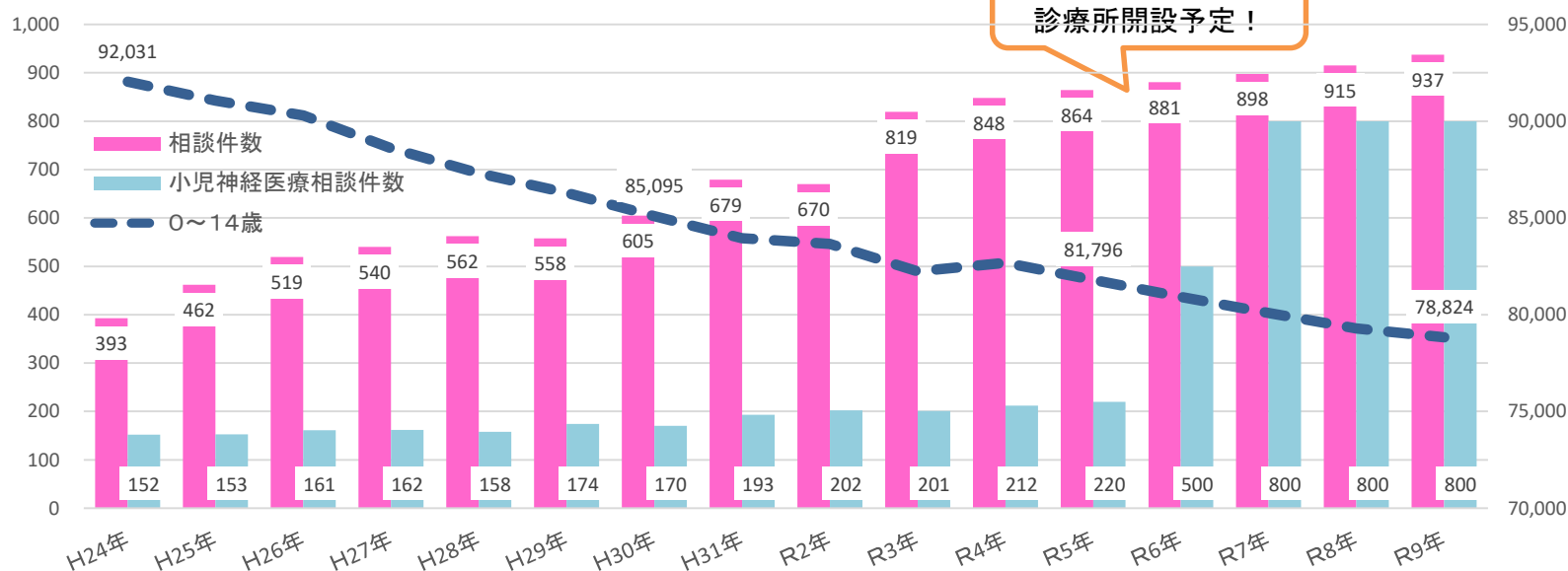
療育相談とは

言葉の遅れやかんしゃく、落ち着きのなさなど、子どもの発達や障害が心配な保護者や関係機関などからの相談を専門職のスタッフが受ける。子どもが、社会に適應する力を身につけながら、自分らしく成長できるよう、子どもと保護者に対し支援を行う。

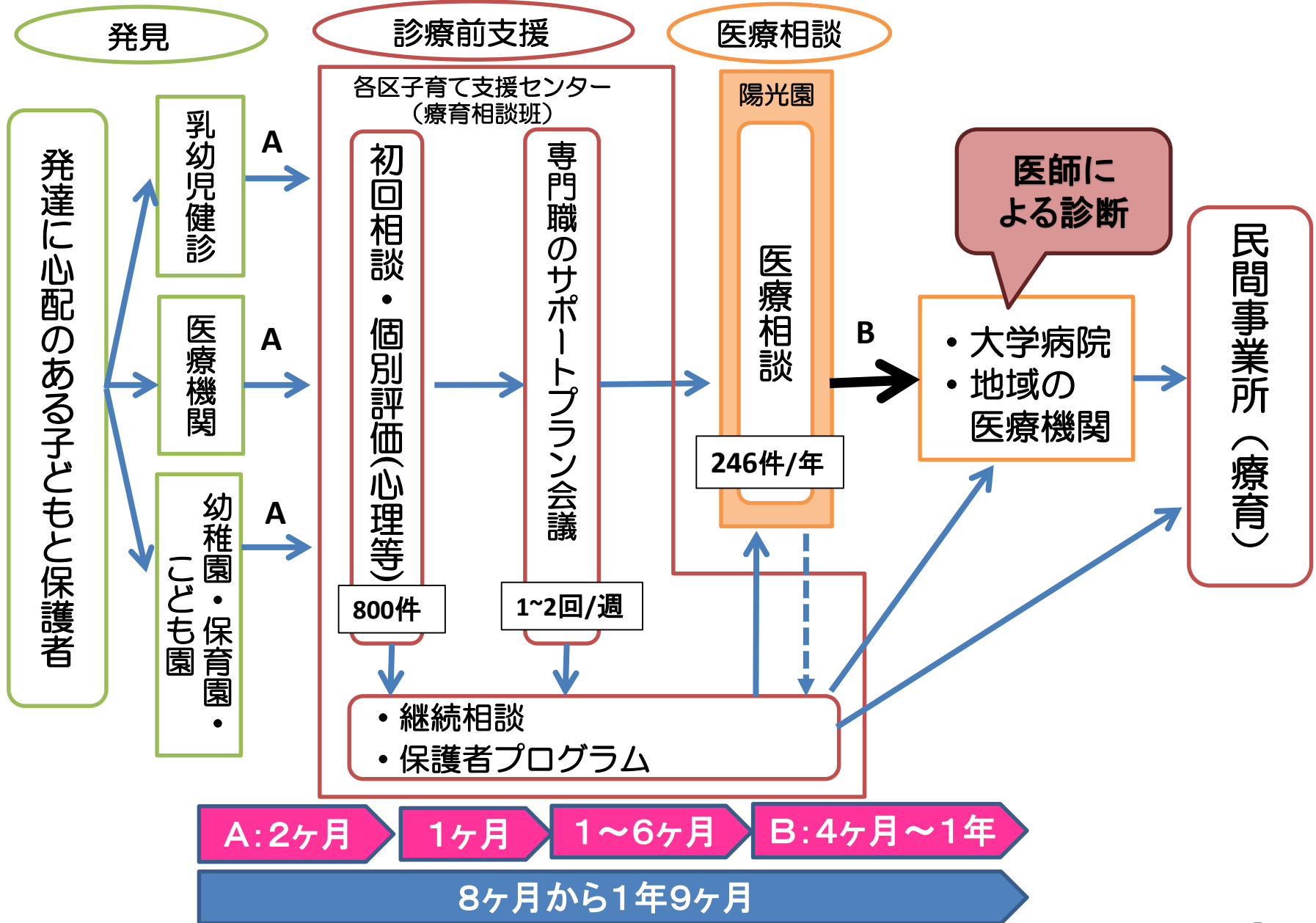
本市の療育相談件数と乳幼児・学齡期人口の推移

乳幼児・学齡期人口は減少しているが、子どもの発達や障害が心配な保護者が増加していることから、療育相談件数が増加している。

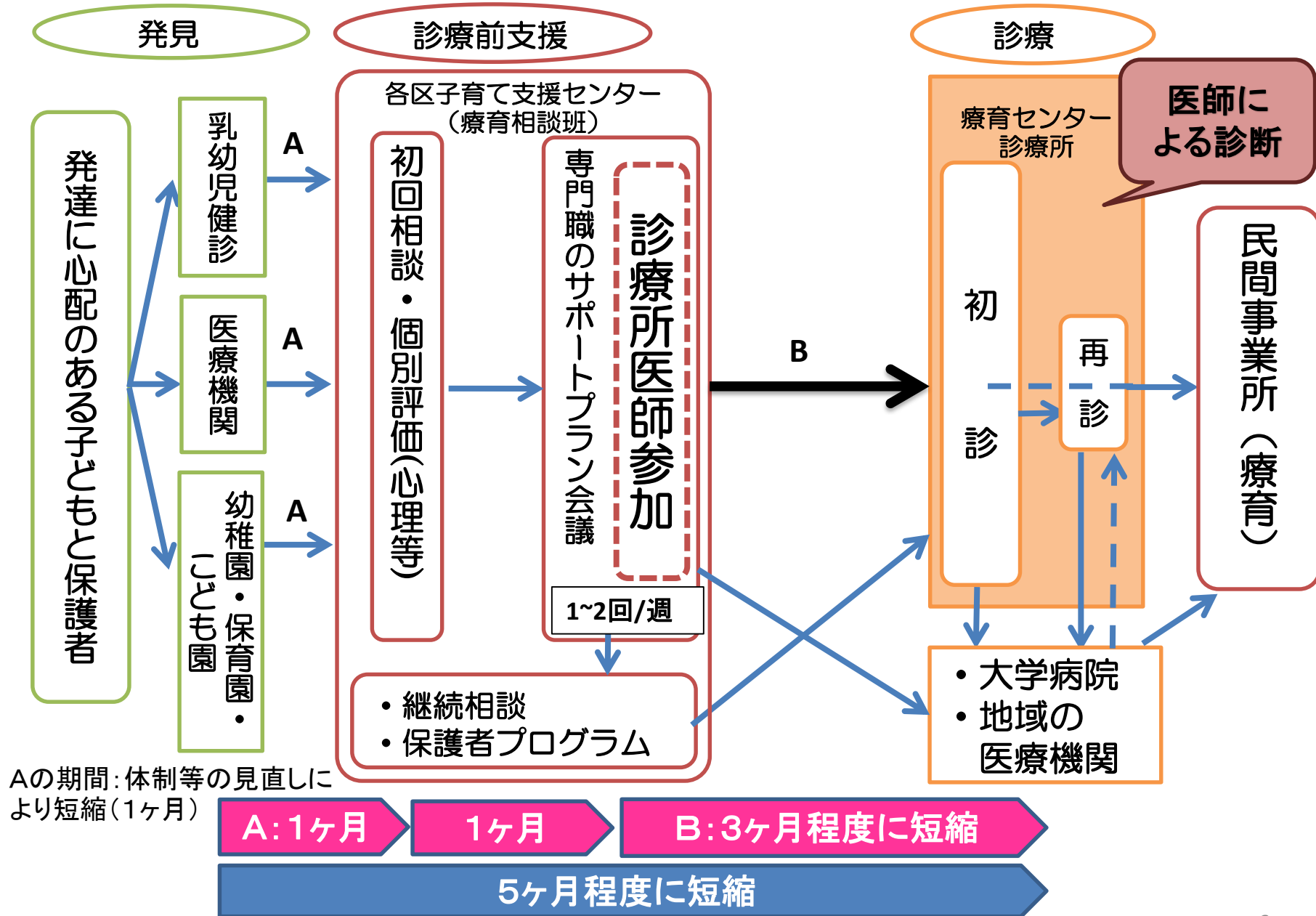
なお、増加の背景として、ASD等含む発達障害に関する知識の普及やこれまで見過ごされてきた子どもも把握されるようになったことに加え、会話の減少など生活習慣や環境の変化による影響も指摘されている。



療育相談の流れ(現行)



療育相談の流れ(診療所設置後)

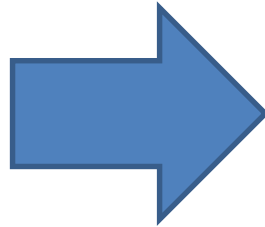


現行の対応で可能な医療相談件数が246件であり、診療所設置後は、初回相談件数800件の診断を可能にするための対応とする。

現行の対応

市民からの相談

246件/年



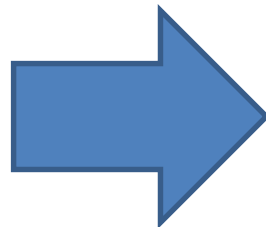
派遣医師

- 月1～2回派遣
- 述べ派遣人数11名
- 派遣1回につき2件に対応

診療所設置後の対応

市民からの相談

800件/年



常勤医師

- 毎日勤務
- 1日平均6件で月7日に対応



非常勤医師

- 月1～2回勤務
- 述べ人数13名
- 1回につき2～3件に対応

現行の課題と診療所設置の効果

課題

- 1 療育相談班に医療職がいないため初回相談者全員に医療の目が届かない
- 2 児童精神科医が少なく受診待機期間が長く、診断を受けないとサービスが受けられない
- 3 医療機関の受診待機期間の長期化により、早期支援が遅れる
- 4 実施している246件の医療相談では不足
- 5 医療相談後に医療機関受診等保護者の負担が大きい
- 6 医療に準じる行為を実施しているが診療報酬が得られない

効果

- 1 早期に医療面の見立てが加わり、初期療育が充実
- 2 診療所での診断（書類作成）により、サービス利用可能
- 3 診療所開設により、医療機関の受診待機期間の解消
- 4 診療件数の充実（246件→拡大）
- 5 来所回数が減り保護者の負担減
- 6 常勤医師の配置により診療報酬が得られる

運営手法比較について

比較項目	直営方式 (運営主体：市)		指定管理者方式 (運営主体：法人等)	
1 事業費	○	指定管理者方式より少ない経費で実施できる	×	直営方式より高額となる
2 事業の実現性 医師の確保	○	大学病院から、継続的に医師の派遣が可能	△	全国的に児童精神科医が少ないこともあり指定管理団体が少ない
3 社会情勢の変化を踏まえた政策立案	○	市の組織として機能するため、臨機応変に意思徹底ができ、政策・制度等の変化に容易に対応可能	△	社会情勢の変化を見据えた仕様で募集することが困難
4 市内の医療機関への対応	○	児童精神科分野における大学病院との関係が継続・強化される 市内の状況を把握しており、医療機関との関係が作りやすい	×	大学病院からの協力が得にくくなるおそれがある 市内の状況把握及び関係づくりに時間がかかる
5 管理事務	×	人事管理等の事務が煩雑	○	人事管理や医療事務（保険請求）等の負担がない

療育センター診療所の概要①

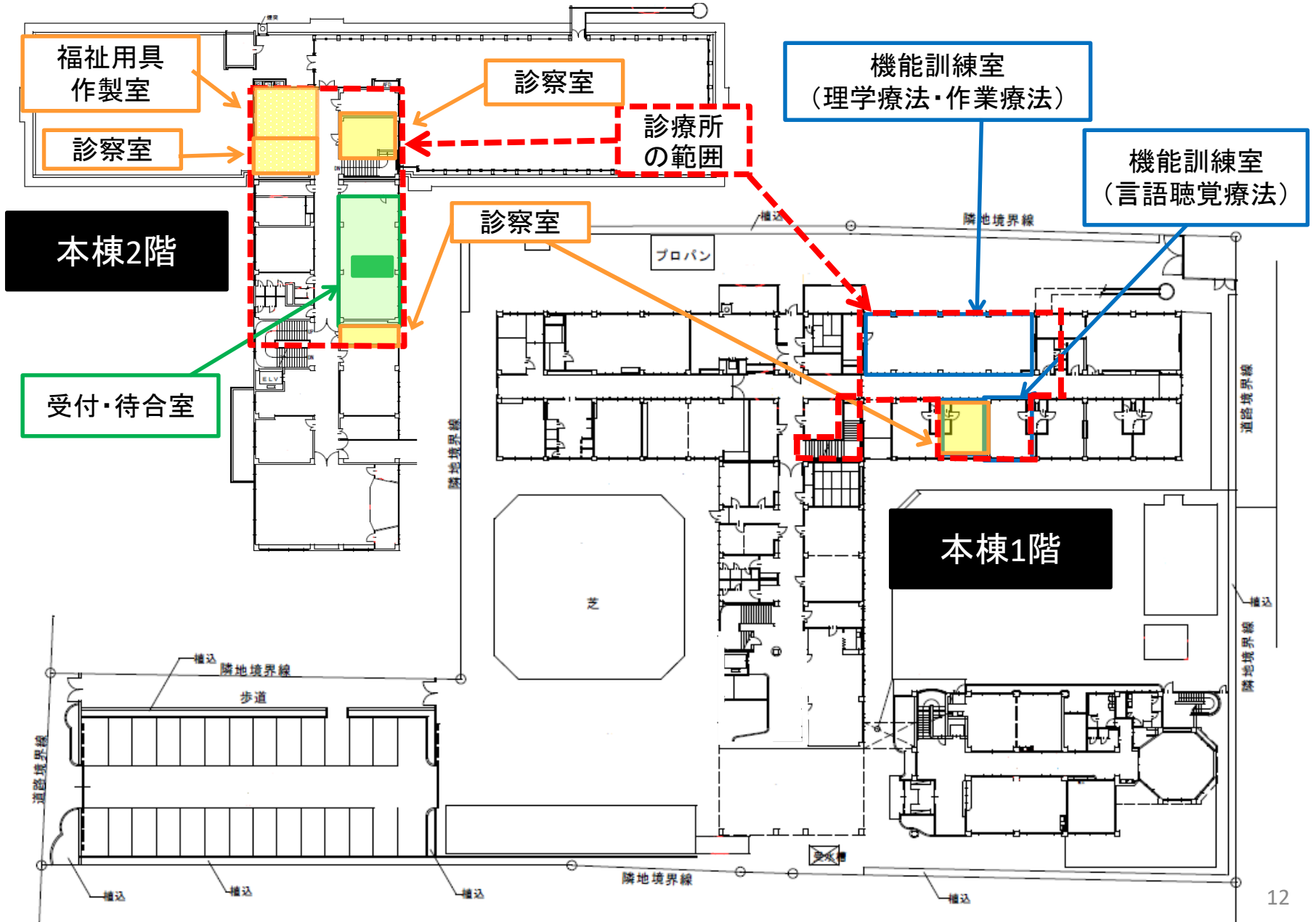
名称	(仮称) 療育センター診療所
診療科目	精神神経科（児童精神科）、整形外科、 精神科、小児科、 リハビリテーション科
対象者	療育センターで療育や相談を受けている本人及びその 家族で、医療型児童発達支援センター、子育て支援セ ンター、発達障害支援センターの利用者で医師が（仮 称）療育センター診療所での診療を必要と判断した者
診療日・時間 等	月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、14:00～17:00 診療人数は、1日あたり2～10人

療育センター診療所の概要②

<p>施設等</p>	<p>診察室（４）、医師控室 受付、待合室（キッズスペースを含む） 事務室 機能訓練室（理学療法、作業療法、言語聴覚療法） 福祉用具作製室 計 652㎡</p>
<p>診療所（管理者：医師）の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療が必要な時期にある幼児・児童等に対する診療 2 継続的な医療（精密検査、薬物治療）の必要がある幼児・児童等の地域の医療機関への紹介 3 専門職のサポートプラン会議での療育方針策定、療法の指示、職員への助言 4 所属先との支援情報の共有・助言 5 地域の小児科医へ発達障害に関する医療的な知見を普及する体制の整備（体制整備の検討やその研修の企画・実施） 6 医療機関からの相談対応 7 事業計画及び調査等の参画・助言

療育センター診療所(場所)

＜本棟を活用し設置＞



運営体制及び職員配置

職種		常勤職員	非常勤医師/会計年度任用職員	診療科目
医師	管理者（常勤）	1		児童精神科
	非常勤医師 （医療相談医師 が移行）		13	児童精神科、整形外科、精神科、小児科、リハビリテーション科
保健師		2	1	
理学療法士		2	1	
作業療法士		1	2	
言語聴覚士		1	2	
心理士		1	1	
受付・医療事務		委託（新規契約）		

 は、療育相談室等で勤務している職員が兼務する。

 は、診療所開設に伴い新たに採用又は任用するもの。

事業費及び財源等(概算)

管理者：児童精神科医の想定で積算

【歳入】

【新規財源】令和3年度の利用実績を基に積算

医療型児童発達支援センターに係る診療報酬	9,019千円
診療所に係る診療報酬（初診・再診含）	6,511千円
心理検査等	33千円
合計	15,563千円

使用料（診療報酬）

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づき算定した額

手数料

「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、積算・市場価格との比較をし、料金を設定

- ・意見書

障害者手帳・障害福祉サービス等受給者証の取得、
補装具作成、就学相談に係るもの

3,300円

- ・診断書

1,575円

- ・診察券の再発行

150円

【歳出】診療所開設後

(単位:千円)

		R6(10月開設)	備考	R7以降(年額)	備考
イニシャルコスト	初度調弁	5,597			
	施設・設備改修	3,000			
	電子カルテ導入	5,100			
	消耗品他	200			
	小計	13,897			
ランニングコスト	医師人件費 (常勤管理者)	14,108	4月～採用	14,108	
	医師人件費	5,802	10月～	11,605	非常勤206回 ひだまり48回
	会計年度任用職員人件費 (保健師、心理士)	1,262	9月～任用	2,165	
	委託費(窓口/医療事務)	3,294	10月～委託	6,588	
	消耗品費	300	10月～	600	
	電子カルテ保守	354	10月～	708	
	診療所保険料他	386	年間	386	
	小計	25,506		36,160	
計	39,403		36,160		

【事業費】

事業費は、R4の21,215千円からR7は36,160千円となり14,945千円増額ですが、新たな歳入が13,327千円となるため、増額分は歳入と同程度であることから概ね賄うことが出来ると見込んでおります。

(単位:千円)

年度	R4	R5	R6	R7
事業費	21,215	12,896	45,852	36,160
歳入(特財)	2,236	2,236	8,899	15,563
一般財源	18,979	10,660	36,953	20,597

【参考】 事業費内訳

(単位:千円)

年度		R 4	R 5	R6.~9月	R 6.10月~	R 7	R 8
歳入		2,236	2,236	1,118	7,781	15,563	15,563
内訳	診療報酬等	172	172	86	7,781	15,563	15,563
	その他(国庫・県費)	2,064	2,064	1,032	—	—	—
歳出		21,215	12,896	20,346	25,506	36,160	36,160
歳出(陽光園経費)		21,215	12,896	6,449	0	0	0
内訳	通園バス経費	8,319	0	0	0	0	0
	療育相談室施設医報酬	1,815	1,815	908	—	—	—
	医療型児童発達支援センター嘱託医報酬	2,916	2,916	1,458	—	—	—
	医療相談委託料	8,165	8,165	4,083	—	—	—
歳出(診療所経費)		0	0	13,897	25,506	36,160	36,160
内訳	イニシャルコスト(別紙参照)	—	—	13,897	—	—	—
	ランニングコスト(別紙参照)	—	—	—	25,506	36,160	36,160

県内指定管理導入施設の状況

自治体名	運営方法	指定管理者等	歳入 (千円)	歳出 (千円)	備考(受診者数、受託業務等)
横浜市 (東部地域療育センター)	指定管理者	社会福祉法人 青い鳥	0	470,335	診療所(受診者数13,851名)、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、地域支援、児童発達支援事業所、相談支援事業所、管理業務他 (歳出) 指定管理料(人件費・扶助費・管理費・事務費他) 診療所スタッフ(医師23名、看護師4名、心理職5名、理学療法士3名、作業療法士2名、言語聴覚士2名、検査技師1名、(非常勤職員含む))
川崎市 (西部地域療育センター)	運営費補助金	社会福祉法人 青い鳥	8,941	333,295	診療所(受診者数12,330名)、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、地域支援、管理業務他 (歳入) 診療所利用者に係る医療費の自己負担額他 (歳出) 運営費補助金(基本業務を行うにあたり必要な経費) 診療所スタッフ(医師14名、看護師5名、心理職5名、理学療法士3名、作業療法士4名、言語聴覚士3名、(非常勤職員含む))
横須賀市 (療育相談センター)	指定管理者	社会福祉法人 青い鳥	177,458	455,378	診療所(受診者数12,768名)、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、地域生活支援、管理業務他 (歳入) 診療所使用料・通所施設使用料・診療所手数料・児童発達支援センター委託収入 (歳出) 指定管理料(人件費・事業費・事務費・事務管理経費) 診療所スタッフ(医師12名、看護師6名、心理職7名、理学療法士2名、作業療法士3名、言語聴覚士2名、臨床検査技師1名(非常勤職員含む))

今後のスケジュール(案)

取組時期	取組概要
令和5年2月 ～3月	診療所開設に向けた事前協議（アセットマネジメント推進課） 大学病院、医師会等との調整継続 常勤医師採用及び非常勤医師任用に関する調整（人事・給与課） 局内内部調整継続（こども・若者政策課・各区子育て支援センター） 庁議（政策課） 診療所開設に向けた手続きの整理（地域保健課）
令和5年4月	電子カルテ導入に向けたシステム準備（DX推進課） 常勤医師及び会計年度職員専門職の公募に向けた調整・準備 予算・条例改正（療育センター・非常勤特別職）に向けた準備
令和5年6月	予算要求に向けた調整（財政課）
令和5年7月	条例改正に向けた調整（総務法制課）
令和5年10月	常勤医師（児童精神科の専門医）の募集
令和5年12月	条例案を市議会民生部会で説明 パブリックコメントの実施
令和6年3月	予算案及び条例案を市議会に上程
令和6年4月	専門職募集、医療事務・電子カルテ等の契約事務、備品購入、HP修正等、診療所開設に向けた準備、診療所開設に係る届出
令和6年10月	診療所開設

関係各課との事前調整等

課名	調整事項等
こども・若者政策課 【済】	事業概要等、光が丘再編プロジェクトとの整合
政策課 【済】	事業概要、庁議の進め方等
経営監理課 【済】	指定管理者制度、手数料
総務法制課 【済】	条例改正
人事・給与課【調整中】	常勤医師の採用、報酬（常勤以外の医師を含む）
財政課 【済】	事業費・財源
アセットマネジメント推進課 【済】	公共施設の整備等に関する事前協議、光が丘再編プロジェクトとの整合
健康福祉総務室 【済】	健康福祉局に係る事案の調整
障害者更生相談所 【済】	施設・設備の共有等
地域保健課 【済】	診療所開設（変更）届
医療政策課 【済】	医師会の調整
子育て支援センター 【済】	診療の流れ、条例改正
D×推進課 【済】	電子カルテシステム導入の調整

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年4月19日

案件名	リニア駅周辺まちづくりガイドラインの策定について							
所管	都市建設	局区	リニア駅周辺まちづくり	部	リニア駅周辺まちづくり	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進めることができる。						
	効果測定指標	なし				施策番号	23	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	
	事業効果 年度目標							

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	『リニア駅周辺まちづくりガイドライン』の策定について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。

事案概要

橋本駅南口のまちづくりに当たり、土地利用転換を適切に誘導するため、『リニア駅周辺まちづくりガイドライン』を策定するもの

平成28年8月に策定した『相模原市広域交流拠点整備計画』を基本としながら内容を深度化し、検討に当たっては市民意見を聴取。

策定後、本ガイドラインを指針として計画のさらなる深度化を図るとともに、地区計画や景観形成重点地区など地区のまちづくりルールを検討を進める。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	市民意見聴取	市民意見聴取	庁議 パブリックコメント 策定	地区のまちづくりルール の検討(地権者協議等)	地区計画の策定など 用途地域の變更	景観形成重点地区 の指定など	
	<基盤整備> 大規模事業評価 対応方針決定		都市計画決定	事業認可 (街路・区画整理)	仮換地指定 (区画整理)	事業実施	

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
									○	○
	10	11	12	13	14	15	16	17		
	○									

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年7月～	議会への情報提供	部会	令和5年6月		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁議の内容、パブリックコメントについて【調整済み】
財政課	ガイドライン策定による財政的な影響について【影響なし】
総務法制課	議会への情報提供について【調整済み/6月部会】
都市計画課、建築政策課、都市建設総務室	ガイドライン策定後の地区計画や景観計画の決定に向けた想定スケジュールについて【調整済み】
関係課長打合せ会議(4回/令和4年3月、8月、11月、令和5年3月)	ガイドライン案について
庁内ワーキング(2回/令和3年8月、11月)	ガイドラインの素案について

備考	出席課: 政策課、観光・シティプロモーション課、総務法制課、財政課、危機管理課、地域経済政策課、産業・雇用対策課、企業誘致推進課、産業支援課、ゼロカーボン推進課、水みどり環境課、公園課、都市建設総務室、都市計画課、建築・住まい政策課、交通政策課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、路政課、緑区役所地域振興課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (4/11)</p>	<p>【URについて】 ○(財政課長)URはどういう関わり方をするのか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)土地区画整理事業について3月に都市計画決定された。事業認可に向けてこれから調整していくことになるが、事業認可後には、URが施行者となる。 ○(財政課長)民間提案を受ける時にURを介すのではなく、市が直接提案を受けることになるのか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)主たる地権者は神奈川県とJR東海である。売却等する場合は、ゾーニングを踏まえた仮換地の後、この方針に基づいた公募条件等の中で地権者に整理してもらうことが基本となる。</p> <p>【4つのゾーンについて】 ○(政策課長)説明にはあったが、ゾーニングが今回のポイントの1つと考える。ガイドライン(案)は参考資料としてあるが、本件が上部会議に諮られた際には、ゾーニングの部分を中心に、想定される施設も含めて説明していただきたい。また、このゾーニングについては、きっちりと街区が決まっているように見える。今回のガイドラインである程度面積も決めるのか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)京王線の移設等を想定した中でゾーニングしている。3月の都市計画決定において、周辺の都市計画道路と交通広場の形や面積、位置など決まっており、京王の移設を視野に入れると、この4ゾーンになる。 ○(政策課長)場所が決まると面積も決まるのではないか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)概ねの面積は決まる。 ○(政策課長)民間提案を受ける時にはゾーンが決まった状態ということか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)ゾーン内で街区を分割する可能性はある。 ○(政策課長)区割りがはっきりしているだけに、民間事業者から良い提案があった場合の足かせにならないかが懸念される。組み換えが可能など曖昧さを残さないのか。 (都市建設総務室長)各ゾーンについて、一定の方針は示しているが、施設例は比較的幅広に読めるような書き方にはなっている。</p> <p>【地域説明について】 (政策課長)地域説明等はいかがか。 (リニア駅周辺まちづくり課長)パブリックコメントの実施に際して、オープンハウス型の説明会等を改めて行いたいと考えている。</p> <p><原案のとおり上部会議へ付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。></p>
---------------------------------------	--

リニア駅周辺 まちづくりガイドライン の策定について

担当：都市建設局 リニア駅周辺まちづくり部
リニア駅周辺まちづくり課



まちづくりガイドラインの趣旨、位置づけ

趣旨

「まちの将来像」や、それを実現するための「まちづくりの誘導方針」を示し、市民、企業、関係団体などと共有して、土地利用転換・まちづくりの適切な誘導を図るもの

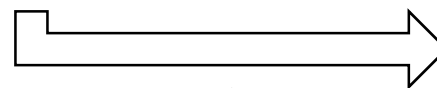
地区計画の決定や景観形成重点地区の指定などに向けた検討の指針とする。

多様な主体との連携・協働による持続的に発展するまちづくりに取り組むこととし、エリアマネジメントの仕組みづくりも今後検討

位置づけ

上位計画

- ・ 国土形成計画、首都圏広域地方計画
- ・ かながわ都市マスタープラン
- ・ 相模原市総合計画
- ・ 相模原市都市計画マスタープラン
- ・ 広域交流拠点都市推進戦略
- ・ 広域交流拠点基本計画
- ・ 広域交流拠点整備計画 など



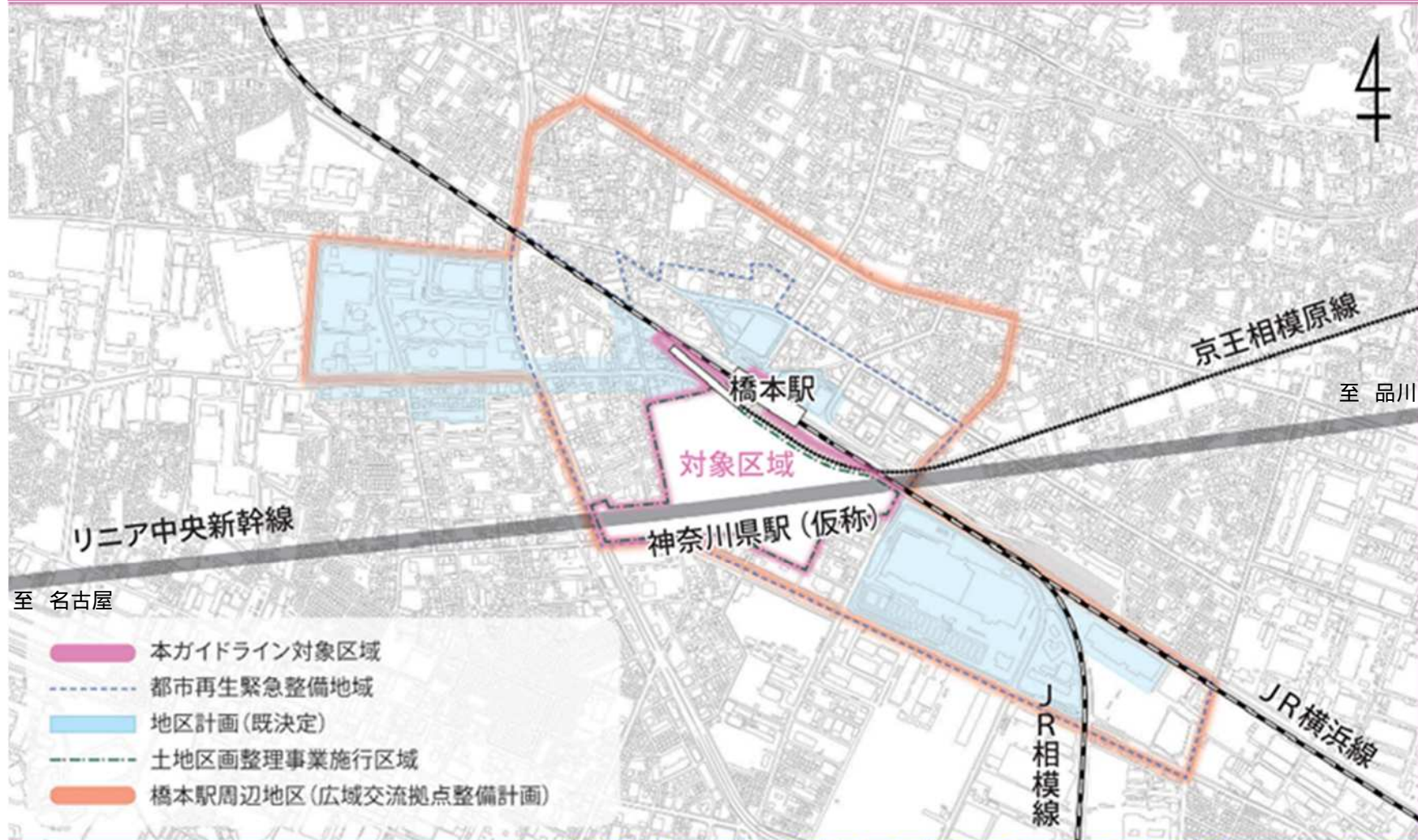
▲
地域を取り巻く状況や
国内外の都市の潮流を
踏まえ具体化

リニア駅周辺
まちづくり
ガイドライン



対象区域

対象区域: 土地区画整理事業や鉄道関連事業により具体的な市街地整備が予定されている地域(約14ha)



「まちの将来像」

橋本のポテンシャル(ものづくり産業の集積、多様な人々の往来、豊かな自然環境など)を踏まえ、コンセプトを設定

まちづくりのコンセプト

「リニアでつながる 一步先の未来を叶えるまち橋本」

テーマ① Technology

暮らしを変える
先端技術の拠点となる

テーマ② Platform

新たな価値を
創造する土壌がある

テーマ③ Green Life

環境共生型ライフを
実現できる



駅まち一体の
まちづくり

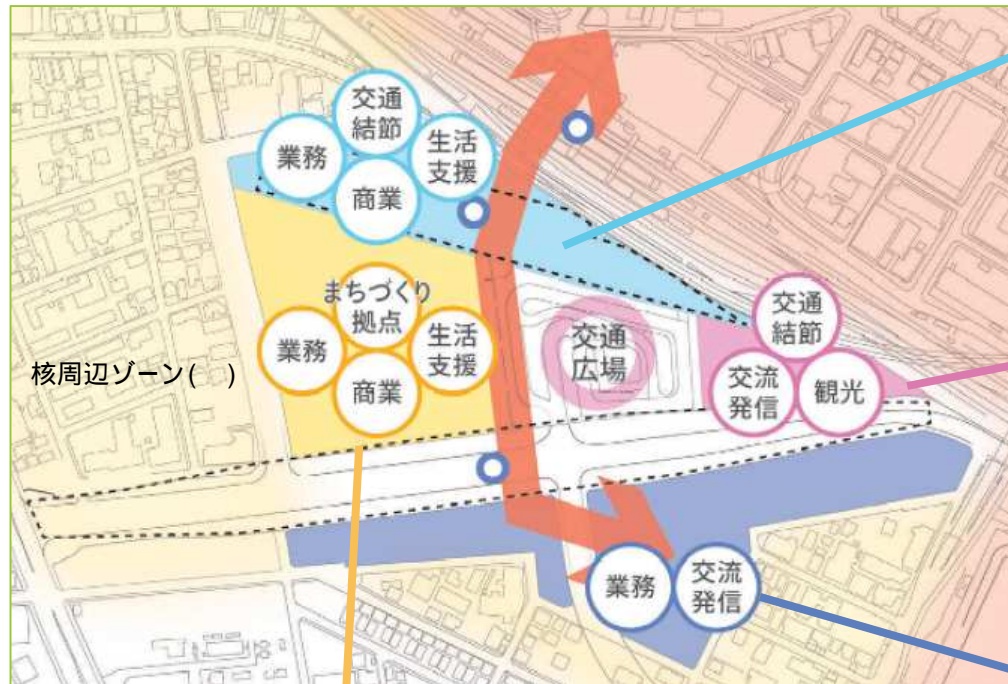
- 駅や交通広場など交通結節機能と周辺街区を一体的に捉えた空間整備や機能配置
- 京王駅の移設と合わせて3つの鉄道駅と南北のまちをつなぐ都市軸を中心に回遊性を向上
- 複合的な都市機能の集積と多様な人々の連携によりまち全体の魅力向上を目指す

まちづくりの
骨格図



土地利用・ゾーニングの考え方

- リニア開業等による広域とのつながりを生かした広域交流拠点の形成
- 商業業務機能の集積を図るため、「商業地域」への変更を基本とし、土地の高度利用を推進



駅まち一体牽引ゾーン

- 駅と街区が融合した「駅まち一体のまちづくり」を牽引するゾーン
- 駅を起点とした利便性の向上と、駅とまちの一体感を醸成し、まち全体へ賑わいを広げる。
交通拠点、オフィス、商業 など

広域交流ゾーン

- 観光、物産、産業等に関する交流や情報発信の拠点となるゾーン
- 交通広場と連携した交通結節機能等を導入
- まちの発展に合わせた様々なトライアルを実践
交通拠点、イベントスペース、観光、商業、宿泊 など

ものづくり産業交流ゾーン

- 産業集積を牽引するゾーン
研究、インキュベーション、交流等の機能導入を図り、広域から人材が集まる拠点として、産業発展、技術創造を牽引
展示場・ホール、会議室、インキュベーション、起業支援、コワーキングスペース など

複合都市機能ゾーン

- 働きやすさ、住みやすさ、過ごしやすさを兼ね備えた、誰もが心地よく過ごせるゾーン
- 子どもから高齢者まで様々な世代の活動を支える複合的な都市機能を導入
オフィス、住居、商業、飲食、福祉、医療 など

核周辺ゾーンについては、今後のまちづくりの状況に応じて、ふさわしい用途転換や土地の高度利用等を検討

「まちづくりの誘導方針」

「まちの将来像」の実現に向けて、「まちづくり誘導方針」を設定

土地利用

広域から人々をあつめ、新たな価値を創造する



- 方針1 特色ある都市機能を誘導する
- 方針2 先端技術の拠点を形成する
- 方針3 新たな価値を創造し、まちの発展を促進する

景観

まちの玄関口にふさわしい景観を形成する



- 方針1 賑わいあふれるまちなみを形成する
- 方針2 やすらぎを感じるまちなみを形成する
- 方針3 まちなみと調和したデザインに配慮する

交通・ネットワーク

誰もがアクセスしやすいまちをつくる



- 方針1 交通結節機能を強化する
- 方針2 3つの鉄道駅、交通広場と南北のまちをつなぐ
- 方針3 駐車場の適正配置と効率的な運用を誘導する

環境

環境にやさしいまちづくりを推進する



- 方針1 脱炭素化を推進する
- 方針2 循環型社会の実現を推進する

公共空間

賑わいが広がる、開かれたパブリックスペースをつくる



- 方針1 安全安心で快適な歩行者空間を確保する
- 方針2 駅とまちをつなぐ一体的な空間を形成する
- 方針3 周辺市街地と安全安心に接続する

防災

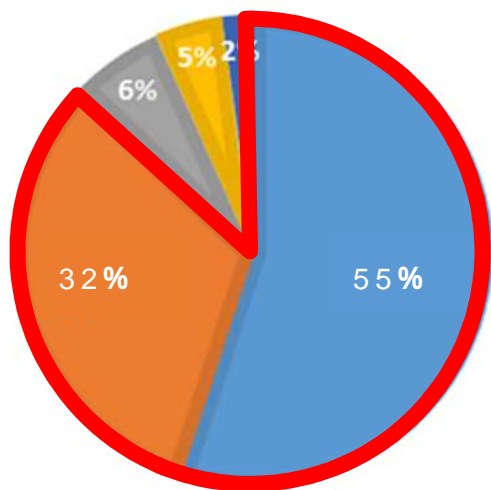
災害に強いまちづくりを推進する



- 方針1 災害時における地域の継続性を確保する
- 方針2 駅とまちが連携した防災対策を推進する

市民意見聴取(アンケート)の結果

コンセプト案や、駅まち一体のまちづくりの考え方に対し、肯定的な回答(「良い」「やや良い」の合計)が約90% (R4.10)

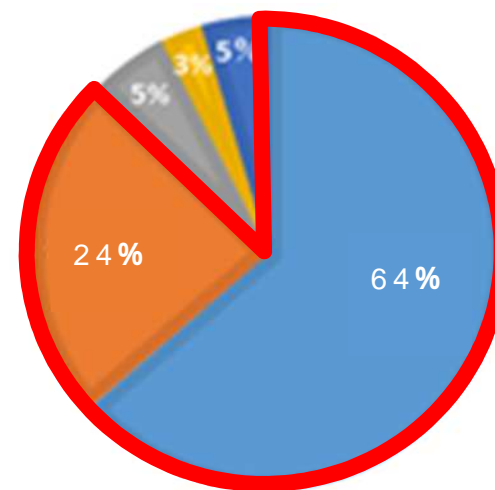


コンセプト案

駅まち一体のまちづくり

凡例

- 良い
- やや良い
- あまり良くない
- 良くない
- 無回答



主な意見(R4.10、R5.1)

- 企業、産業、商業施設の誘致など土地利用に係る意見
- 渋滞対策、公共交通機関の利便性の向上など交通に係る意見
- ゆとりのある、緑を身近に感じられる空間を求める意見
- 安全安心な歩行者ネットワークを期待する意見
- 橋本ならではのまちづくりを求める意見 など

その他、若者の意見を取り入れるべき等、事業の進め方についての意見あり

オープンハウス型説明会

	実施回数	参加者数
R4.10	8	382
R5.1	8	532

アンケート回答数

	合計	内訳		
		オープンハウス型説明会	WEB	持参、郵送等
R4.10	242	168	55	19
R5.1	200	167	21	12



今後のスケジュール

(事業調書 事業スケジュール・事業概要の内容を再掲)

R5		R6		R7	R8	R9	R10
庁議	パブリックコメント	策定	地区のまちづくり ルールを検討 (地権者協議等)	地区計画の策定など 用途地域の変更	景観形成重点地区 の指定など		
基盤整備	事業認可 (街路・区画整理)		事業実施	(区画整理) 仮換地指定			

策定まで

6月 建設部会
7~8月 パブリックコメント
11月 策定

策定後

本ガイドラインを指針として計画のさらなる深度化を図るとともに、地区計画や景観形成重点地区など地区のまちづくりルールの検討を進める。



1 南市民ホールの方針について

【市民局 文化振興課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 廃止時期をさらに延期することのないよう、議会对応についてもこのスケジュールのとおり進めてもらいたい。

(財政局長) 元の廃止案である令和6年9月の廃止であれば料金改定は不要であったが、代替施設の改修という市の都合で延期する施設に料金改定を適用させることについて、利用団体等の理解を得ることができるのか。

(総合政策・少子化対策担当部長) 受益者負担の基本方針に基づき、様々な議論があったと承知しているが、3年に1度の見直しであれば、改定後3年に満たない施設は料金を変えないという考えもあるのではないかと。

(スポーツ・文化担当部長) 廃止する施設を値上げすることについて、市民から意見が寄せられることは想定される。廃止まで1年間ということもあるので、利用料金は据え置きしたいと考えている。

(総務局長) 3年間に満たなくとも、廃止まで利用できるのであれば、新料金を負担してもらう考え方もあるのではないかと。3年間存続する施設かどうかによって、料金を改定するかどうか決定する考え方が成り立つということか。それは、受益者負担の在り方の基本方針の中に、整理をした上で定めるのか。

(財政局長) 令和6年9月に廃止する予定だった施設を、現状と同じ取扱で令和8年3月まで延長するという事で、料金改定は不要と考えている。行財政構造改革プランの目的は集約化なので、市民に対して寄り添った対応してもらいたい。

(総務局長) 利用者からすれば、廃止が延長され、利用料金が据え置かれるのが一番良いであろう。ただし、市として、それが最良なのだろうか。

(文化振興課長) 今の議論では、廃止の方向性にかかわらず、まずは俎上に載せて進めなければいけなかったのではないかと。一度対象外としたが、延長が決まったため値上げするという説明はできない。

(政策課長) 利用料金は、適切な維持管理経費に応じて設定されるものであるが、本施設は設備に大規模な故障などが生じた場合は休止すると明記しており、考慮すべき点だと認識している。

(総合政策・少子化対策担当部長) 基本方針には政策的料金という項目もあり、こうした議論の中で、個別の施設について判断したということであれば基本方針まで変える必要はないと考える。

(総務法制課長) これまでの議論の中で、様々な視点が示されており、統一した見解をしっかりと示す必要がある。例えば、3年以内の廃止が決定しているため料金改定をしないと整理した場合、料金改定時では廃止の予定は無かったが、結果的に1年後に廃止することになった施設の料金改定をどう扱うのか。

(財政担当部長) 本来料金改定する必要が無かった施設なので、政策的な判断として廃止時期を延期しても料金は改定せず、施設の廃止について理解を求めると考える。

(財政局長) 一律の基準に合致するかどうかではなく、個々の案件毎に検討を行い、整理されれば良いと考える。厳密には、南市民ホールは廃止ではなく、グリーンホールの多目的ホール等への集約化であり、音響工事を含む改修工事という施設の都合により延長するので、令和6年9月までの取扱がそのまま延長されるということが良いのではないかと。

(市長公室長) 基本方針については、あくまでもルールの基本であり、大きく逸脱するものは改正が必要としても、個別の案件毎に政策判断した理由を明確にして対応するという事で進めたいと考えている。

(2) 結果

○原案を一部修正し、上部会議に付議する。

2 南区合同庁舎のあり方検討について

【南区役所 区政策課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 市民対話とあるが、どんなことを想定しているのか。

(南区副区長) 手法については検討中であるが、例えば、公民館利用者など一般の来庁者からいただいた意見を参考に、基本構想を策定したいと考えている。

(財政局長) 在り方の検討と並行して対話することだが、資料の中にも、箇条書き等で想定している取組が書いてあると良い。

(南区副区長) 現時点で取組は決まっていないが、そこは明らかにしてまいりたい。

(総務法制課長) 事案調書と説明資料のスケジュールにおける令和6年度の取組が異なっており、事業費にも大きく影響するかと思うが、どちらが正しいのか。

(南区役所区政策課長) 説明資料が正しい。

(総務法制課長) 議案上程というワードと併せて、修正してもらいたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 庁内の横断的な連携は非常に重要だと考えている。マイナンバーやDXの推進により施設の配置における考え方も変わるであろう。検討会議や担当者ワーキンググループで連携を図りつつ、DX推進課を検討会議の構成員としなくとも、要所では意見を聞くようお願いしたい。

(南区副区長) 本当に幅広い検討をしなければいけないと考えている。資料でも検討会議の構成員を示しているが、柔軟に、様々な部署から意見を聞いて進めてまいりたい。

(財政担当部長) 今後の論点のポイントとして、マイナンバーカードに関する諸室について令和11年を見据えて検討するとあるが、マイナンバーカードは交付して終わりではなく、更新手続きがあり、永続的な対応を要する。次にピークが来るのが5年後だとすれば、あまり猶予はなく、これで間に合うのか気になっている。しっかりと国の動きも含めて、進めてもらいたい。

(南区副区長) マイナンバーカードは、今も国の政策によって、スケジュールなど様々なことが大きく変わっているので、しっかりと状況を見据えながら進めていく。必要なスペースについても工夫が必要であり、幅広く対応できるように検討していく。

(総務局長) あり方検討から工事が完了するまで、7年程かかり、関わる職員も変わるので、しっかりと職員間で情報共有するようにお願いしたい。

(財政局長) 検討組織として庁内組織があるが、外部委員を加えた組織は想定していないのか。

(南区副区長) 想定してない。

(財政局長) どういった組織が必要なのか、求められているのか、等々について、オブザーバーとして参加もってはどうか。庁内で検討しただけではなく、幅広い検討ができるのではないかと。

(南区副区長) 緑区の合同庁舎の建築時や本庁舎の改修時なども参考に、考えてまいる。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること

3 相模原市体育館の廃止に向けた検討について

【市民局 スポーツ施設課】

(1) 主な意見等

(スポーツ・文化担当部長) 利用料金の改定については、南市民ホールにおける議論を踏まえ、本施設は3年に満たずに廃止となる施設であることなどから、市体育館も利用料金を据え置きしたいと考えている。

(市長公室長) 市体育館の廃止に向けた検討ということで、議論のポイントは廃止時期が令和7年3月であること、また利用料金については据え置とすることだと認識している。

(財政局長) 南北の総合体育館のコマ割りを変更するのが令和6年10月ならば、そこで利用料金を改定せずに廃止するのが適正であろう。ただ、代替施設の一つであるけやき体育館の改修工事終了するまで残すという理屈だとすれば、利用料金を据え置きとする理由はしっかりと示してもらいたい。そもそも、けやき体育館は代替施設として適正なのか。

(スポーツ・文化担当部長) けやき体育館は、障害者のための施設ということで、レクリエーション協会としても、障害者スポーツの普及活動を重要視しており、障害者に対して様々な運動機会を提供していくことが、いわゆる共生社会の実現にとって重要であるため、その方向性は合致していると思われる。福祉部局とも調整しながら進めてまいりたい。市体育館の利用料金について、廃止予定時期まで期間が短いことから据え置きたいと考えている。

(財政局長) けやき体育館の利用者団体の考え方もあり、アナウンスの仕方によっては、活動の場が減ると思われぬように調整が必要である。

(南区副区長) けやき体育館の利用率が非常に高いとのことで、何割くらい空きがあるのか。数字でしっかり示さないと、代替施設というのは厳しいのではないかと。

(財政担当部長) コマ数など、けやき体育館に代替可能性がどれだけあるかを示さないと、令和6年9月で廃止するのが良いのではないかと議論になるが、そこは調整可能なのか。

(スポーツ施設課長) 利用率としては9割程だが、平日夜間と土日の稼働率が高く、平日の日中は空いている時間もある。市体育館利用者は平日日中の活動が多く、その時間帯に注目をしている。指定管理者の入替に伴い、例えば、指定管理者から自主事業として提案していただくとか、うまく利用ができるような形で、具体的な調整を進めてまいりたい。

(財政担当部長) 本件が、南市民ホールと異なる点が、令和5年3月までに廃止ということを行財政構造改革プランで定めていたが、結果的に1年後ろ倒しになったことを踏まえると、廃止時期に理解をいただけたとしても利用料金の改定は難しいであろう。利用者との調整に時間を要したという部分をしっかりと説明していく必要がある。

(総務局長) 利用者にはけやき体育館やスポーツレクリエーションパーク等が代替施設だと説明してしまうと、利用者からすると、優先的に使えるとってしまう危険性もあるのではないだろうか。けやき体育館に9割の稼働率があることを踏まえると、市体育館の利用者が使えるコマ数は限られるので、代替施設があると説明した一方で、何の裏付けもなかった場合に、利用したくても実は利用できないという危険性もあると思うので、利用者への説明と資料についてはよく検討してもらいたい。また、跡地利用について、未利用資産活用調整会議で庁内検討を行うとあるが、具体的に、いつから始め、いつまでに方向性を示すのか、整理してもらいたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 令和6年9月に廃止する場合の課題は何か。

(スポーツ施設課長) 代替施設の確保である。けやき体育館の利用状況を見ても、代替施設としてなり得るかという意見もあるが、距離が近いということと、障害者のスポーツの振興ということで、利用者からもけやき体育館を代替施設にして欲しいという

意向がある。利用者の意向も踏まえた円滑な移行のために、令和7年3月末の廃止を提案している。

(財政局長) 総務局長から跡地利用について意見があったが、跡地利用を決定してから廃止するというルールはない。廃止後の活用方法や検討の手順について、当局でアナウンスをする必要があると認識をしており、そのアナウンスの仕方は、今後検討していく。

(2) 結果

○原案を一部修正し、上部会議に付議する。

4 【銀河アリーナ】利用料金の見直し及び改定並びに子どもの施設利用に係る利用料金の無料化について

【市民局 スポーツ施設課、市長公室 政策課、環境経済局 公園課】

(1) 主な意見等

- (総務法制課長) 調整会議でも意見したが、子供の無料化について、他の施設は3月に条例改正して本年10月から実施する。銀河アリーナは来年の4月から無料化が適用されるということであり、それではスケートシーズンを逃してしまう。他の施設と合わせて10月からという意見が出ると想定されるが、10月からは難しいのか。
 - (政策課副主幹) 条例の改正案が議決されて初めて指定管理者との正式な協議となることから、10月は難しい。
 - (総務法制課長) 調整会議でも同様の説明を受けた。議決を経てから指定管理者との調整となることから、4月という話であったが、スケジュールを見ると指定管理の公募については、議決前となっているがそれについてはいかがか。
 - (スポーツ施設課長) 料金改定前の指定管理料上限額で募集し、議決後に料金改定後の上限額で改めて資料の再提出を求めるというものに修正した。
 - (財政担当部長) 確認であるが、無料化部分については、当然銀河アリーナの指定管理料が増える。その部分の補正予算はいつを想定しているのか。
 - (スポーツ施設課長) 令和6年4月からの適用となるため、当初予算で考えている。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 銀河アリーナについては、議論を重ねる中で、最終的には3年延長して継続運営していくということであるが、民間アイススケート場の誘致など、引き続き検討していく中で、料金の見直しを行うものであり、子どもの無料化など、他の2施設とも整理をして進めていただきたい。
- (市長公室長) 利用料金については、それぞれの施設ごとに整理し表にまとめていただきたい。市民局の中で検討いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

5 療育センター診療所の設置について

【こども・若者未来局 陽光園】

(1) 主な意見等

(こども・若者政策課長) 資料上、令和6年10月に診療所開設となっているが、医師の確保について調整を要するため、令和7年4月以降に訂正する。

(総務法制課長) 病院から派遣されるのは、常勤医師か。

(こども・若者政策課長) そのとおりである。

(総務法制課長) 非常勤医師については、現在派遣を受けている医師が引き続き業務にあたるという認識で良いか。

(こども・若者政策課長) 引き続きお願いしたいと考えている。

(総務法制課長) 本件に係る診療所は、単独の公の施設として、新たに条例を策定するのか。それとも既存の療育センター条例の中に組み込んでいくのか。

(陽光園所長) 療育センター条例の中に組み込みたいと考えている。この点については、引き続き相談させてもらいたい。

(総務法制課長) 横浜市、川崎市及び横須賀市の条例では、児童発達支援センターと診療所が同一の条例に位置付けられているので、その方向で調整したい。

(財政局長) 以前は相談件数が少なかったのかもしれないが、人件費のこともあり、常勤医師ではなく非常勤医師で良いという議論もあったと承知しているが、状況は変わっているということか。

(陽光園所長) そのとおりである。相談件数も増えており、発達障害そのものの認知が進んでいる。児童の8.8%程に発達障害の疑いがあるという新聞記事もあるなど、社会情勢も変わっている中での本提案である。

(こども・若者政策課長) 資料にも療育相談件数の推移を示しているが、障害者手帳、療育手帳を取得する子どもが増えている。

(財政局長) 診療所の開設について地域保健課と調整しているとのことだが、過去に、他の施設で給排水の問題により開設直前に別の場所に移ったという事例があるので、そういった点は気を付けてもらいたい。また、ランニングコストの増加分について、何か財源があるのか。

(陽光園所長) 歳入の特財は1,556万を想定しており、その他は一般財源である。

(財政局長) 本件に係る事業費として、令和7年度から一般財源が約2,000万円かかるが、これは人件費として見込んで良いものか。

(総務局長) 初回相談から医療相談を受けるまでに、8ヶ月から1年9ヶ月程かかることで、余りにも長い。こういう子どもを持つ保護者からすれば、相当な負担であり、待たされていると受け取られると思うので、ぜひ短縮してもらいたい。また、医師を確保し、令和7年4月から事業を開始できるのか。早い段階で進めてもらいたい。

(陽光園所長) 現時点では、令和7年4月以降で調整している。病院とも協定を結ぶなど、医師の確保に向けて取り組んでまいりたい。

(財政課長) 事案調査では、捻出する財源として通園バスの廃止とあるが、よく精査し、削減した事業費を充当するという事で承知した。すべてを賄えるわけではないが、そういった努力をされていると認識している。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

・ただし、資料を一部修正すること。

6 リニア駅周辺まちづくりガイドラインの策定について

【都市建設局 リニア駅周辺まちづくり課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長)本ガイドラインと先日の都市計画決定内容との違いについて改めて確認したい。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)都市計画決定ではいわゆる基盤を決定した。本ガイドラインは、土地利用の誘導方針である。
 - (総務局長)本ガイドラインの拘束力や担保性はいかがか。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)法的拘束力はないが、地権者等にはそれぞれ内容を確認していただいている。
- (総務局長)京王線駅の移設は決定事項か。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)正式な決定はされていないが、京王電鉄のプレスリリースにおいても橋本駅の移設について検討する旨のコメントと、大まかな位置が示されている。
- (財政局長)市民意見について、これからパブリックコメントを行うとしているが、その他に市民意見を伺う場は設けないのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)具体的な日程は決まっていないが、オープンハウス型説明会を行うものと考えている。これまでガイドラインの策定に向けて計16回実施した。
 - (財政担当部長)パブリックコメントで多くの市民意見が得られるよう、工夫をお願いしたい。
- (財政担当部長)相模原駅の土地利用基本方針の庁議の際、相模原と橋本は差別化が課題である旨の説明があったと記憶している。相模原と橋本の差別化をどう説明するのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)橋本と相模原では整備時期も異なる。その時々で旬のものを整備できるような自由度もある程度必要だと認識している。なお、相模原駅周辺においては「脱炭素のまちづくり」を掲げており、橋本駅周辺においては、ロボット関連であったり、高校跡地の緑の継承などが特徴の一つになると考えている。
 - (市長公室長)本ガイドラインが出ることで、相模原駅周辺のまちづくりについても説明を求められるようになることが想定される。相模原の状況も含めたアナウンスをよく考えていただきたい。
- (総合政策・少子化対策担当部長)本ガイドラインのエリア内で市が保有する土地はあるのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)市が保有するのは道路などの公共施設のみである。
 - (総合政策・少子化対策担当部長)大西大通り線は本ガイドラインの対象エリアか。
 - (リニア駅周辺まちづくり部長)対象外である。
 - (市長公室長)橋本と相模原の差別化については、戦略会議で説明いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

以上